

平成24年3月土佐清水市議会定例会会議録

第9日（平成24年 3月14日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 13人

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 矢野川 周平君 | 2番  | 森 一美君  |
| 3番  | 小川 豊治君  | 5番  | 永野 裕夫君 |
| 6番  | 岡林 喜男君  | 7番  | 永野 修君  |
| 8番  | 岡崎 宣男君  | 9番  | 瀧澤 満君  |
| 10番 | 岡林 守正君  | 11番 | 仲田 強君  |
| 12番 | 井村 敏雄君  | 13番 | 橋本 敏男君 |
| 14番 | 武藤 清君   |     |        |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

4番 西原 強志君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |        |      |        |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 山崎 俊一君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則君 |
| 議事係長   | 池 正澄君  | 主査   | 宮地 一豊君 |
| 主事補    | 村上 真歩君 |      |        |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                                         |           |
|---------------------------------------------|---------|-----------------------------------------|-----------|
| 市 長                                         | 杉村 章生 君 | 副 市 長                                   | 吉村 博文 君   |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 脇谷 浩正 君 | 固 定 資 産 評 価 員<br>兼 税 務 課 長              | 岡崎 光正 君   |
| 企 画 広 報 室 長                                 | 山田 順行 君 | 総 務 課 長                                 | 磯脇 堂三 君   |
| 消 防 長                                       | 濱田 益夫 君 | 消 防 署 長                                 | 弘田 正明 君   |
| 健 康 推 進 課 長                                 | 山下 毅 君  | 福 祉 事 務 所 長                             | 二宮 真弓 君   |
| 市 民 課 長                                     | 横山 周次 君 | 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長            | 川 瀨 洋 明 君 |
| ま ち づ く り<br>対 策 課 長 補 佐                    | 楠目 生 君  | 農 林 業 振 興 課 長<br>兼 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 山 本 豊 君   |
| 水 産 商 工 課 長                                 | 坂本 和也 君 | 観 光 課 長                                 | 酒 井 紳 三 君 |
| 水 道 課 長                                     | 浦中 伸二 君 | じ ん け ん 課 長                             | 中 山 直 喜 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 倉本 和典 君 | 教 育 長                                   | 村 上 康 雄 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 黒原 一寿 君 | 生 涯 学 習 課 長 兼<br>中 央 公 民 館 長            | 山 下 博 道 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>兼 少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 森田 健 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長                | 山 崎 俊 二 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 徳久 三雄 君 |                                         |           |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長（武藤 清君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成24年3月土佐清水市議会定例会第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者についてご報告いたします。

4番西原強志君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） おはようございます。通告を少し変更して一般質問を行いたいと思  
います。その変更というのが、質問内容がちょっと入れかわった質問にしたいと思しますので、

ご理解をいただきたいというふうに思います。内容そのものは全く変わりませんので、お願いいたします。

それでは、簡明な答弁を期待して、質問に入らせていただきたいと思います。

電力の自由化についてであります。

2000年より電力の自由化が始まりました。そして、12年が経過をし、2,000キロワットから500キロワットと段階的に自由化の対象範囲も拡大され、今では高圧で50キロワットの契約をしている団体なら、既存の電力会社以外のPPS、すなわち特定規模電気事業者との契約が法制上、可能となります。

実際に、大口電力消費事業者や国の各省庁、皇居、それから自衛隊、各自治体の一部などでは、一般電気事業者から電力は購入せず、PPS事業者の電力を使っており、電力自由化によるエネルギーシフトへの転換が開かれているところでもあります。

昨年、話題になりましたが、高知県で初めて、芸西村が電力の自由化により、埋蔵電源とも言われる特定規模電気事業者、PPSとの契約が交わされ、正確な記憶ではありませんけれども、約60万円程度の電気料の削減を果たすことになると新聞で紹介されておりました。

契約電力対象は、高圧で50キロワット以上ということなので、一般家庭など、少ない電気需要者は対象になりませんが、公共施設などを多数所有する本市ならば、その対象に当たると考えます。

そこで、総務課長に、市役所が管理する高圧受電施設の契約最大電力量と現行の年間電気料をトータルで示していただきたいと思います。

○議長（武藤 清君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） おはようございます。お答えします。

本市のPPSから購入できる施設の電力契約と及び電気料ということでございます。

議員から質問通告を受け、私にもわかですけど、勉強させていただきました。

適当な答弁になるかどうかわかりませんが、私の勉強した範囲の中でお答えさせていただきます。

まず、PPSから購入が可能な施設としましては、本市は11施設が可能だと思われれます。中身を申しますと、清水中学校、しおさい、清水保育園、市役所本庁舎、市民文化会館、市民体育館、浦尻運動公園、足摺テルメ、市斎場、あしずり港交流拠点施設、衛生センターでございます。

11施設の契約電力の合計は、1,478キロワット、年間の基本料金は2,220万

3,000円となっております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） PPSの対象になる施設は11施設ということで、約1,500キロワットの2,220万円ということで答弁がありました。

それはそれでよろしいんですが、本市が関係をしている団体、出資をしているところもございます。第三セクターの土佐食とか、元気プロジェクトをはじめ、関連施設などについても高圧で50キロワット、PPSの対象になるような施設がありましたら、示していただければ、ありがたいと思います。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

市の施設で土佐食のように、第三セクターに使用されている50キロワットを超える施設としましては、先ほど言いました土佐食、大岐農産物等処理加工施設（まるごと工房）、下ノ加江急速冷凍施設、大岐冷蔵保管施設、地域食材供給拠点施設（おさかなセンター）の五つの施設が考えられます。

五つの施設の契約電力の合計は、949キロワット、年間基本料金は1,554万6,000円となっております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ただ今、関連施設等についての答弁もいただきました。

金額に直すと、約3,800万円近くの電気料が年間支出されているというふうになるかと思います。

この3,800万円ぐらいの電気料を少しでも縮減ができれば、非常に固定費を極力抑えることとなりますから、財政的にも非常に有利に働いていくのではないかなというふうに思っています。そのためのPPSに対する質問ですので、そこはご理解いただきたいと思うんですが、次に、PPSによる電気購入は、コストの削減というのは、先ほど、総務課長が調べておいていただいたということですので、削減はできるということは無論のことですけれども、再生可能エネルギーシフトのために、必要な制度であるというふうに思われますが、電力の自由化されたこの12年間、特に2005年の改正で対象が50キロワットとなった時点から、これまで電力自由化による取り組みなどは模索してこなかったのか、PPS等の導入は検討されたことがあるのか、総務課長に答弁を求めます。

もし、これが2005年からいち早くPPSに目をつけて、この固定費、コストの削減が果たされておれば、法外な経費削減になったのではないかなということが想定できますが、その辺も踏まえた答弁をいただきたいと思います。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 議員のご指摘のとおり、2005年から50キロワットの高圧で使用している施設については、PPS、いわゆる特定規模の事業者から契約によって電力供給ができるということになっておりますが、本市としては、今まで改正された後、検討をしたことはございません。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 検討をしたことがなく、磯脇総務課長が総務課長になってから、何年たつちちょっとわからんですが、その前の方も検討されてないということのようでございます。

一応、じゃあ土佐清水市においてPPSによる電気の供給契約ができる主だった対象施設は、先ほどちょっと話が出てきましたけれども、調査をしてくれたようですので、じゃあどれくらいのコストの削減の試算ができるのかなという思いが私の中でもあります。もしその試算をできておれば、その試算の結果をお話をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

昨年の東日本大震災前までのことで申しますと、10%ないし20%の減額となることは聞いております。

しかし、高知新聞の掲載による芸西村の例で申しますと、月額基本料金で1キロワット当たり123円の減額となることから、本市の庁舎に当てはめて試算すると、年間28万5,000円の減額となり、平成22年度の電気料金が833万8,000円でしたので、率にすると約3.5%の低減になると思われま。

このように最近では、電力需要の逼迫により、5%前後の低減率ではないかというふうに思われます。

東日本大震災を境に、大きく率は差が出てきているということだと思います。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 低減率が大体の想定なんですけれども、芸西村は3.5%、うちに対して大体総務課長が試算をしてみると、芸西村とそれから震災前のそういうさまざまな状況を勘案したところ、大体5%ぐらいは最低でもいくのではないかという話であります。

5%というのは非常に大きな金額になるというふうに思うのですが、PPSと契約することによって、電気が安く買えるということは、大変いいことですが、しかしながら、いいことと反面、いいことばかりじゃなかろうがやというふうにみんな考えるのは当たり前の話でありまして、メリットとデメリットの話、PPSの契約による。これを調べておいていただけていると思いますから、総務課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

芸西村のように、基本料金が安くなるだけでも、かなりの電気料金の低減となるメリットは大きいと考えております。

デメリットとしては、電気契約を入札するようになるため、その入札事務に多少の事務量がふえるくらいで、災害時等を含め、その他の面については、現状とほとんど変わらないものと考えています。

しかし、芸西村が昨年12月に提案を受け、ことしの2月に契約して、月額基本料金が低減されるということですが、今年1月17日に東電が企業向け電力料金の約17%値上げを4月1日から実施すると公表して以来、PPSの安価な電力に全国、特に東京をはじめとする東電管内の企業が買い取りを交渉しているというようなことです。

このような中で、自治体の電力入札の不調が相次ぎ、本元である経済産業省が、2012年に本庁舎で使う電力を一般競争入札で調達しようとしたところ、応札した電気事業者がなかったため、東京電力より安くなるようなPPSとの随意契約を調整しているということです。

また、茨城県では、2012年度の入札に東京電力が参加を見送ったため、19件の入札が応募ゼロ、県庁舎など2件の入札でも、予定価格を上回り、すべて不調に終わったということです。

PPSの中で最大のエネットには、昨年東日本大震災以来、数千件にのぼる問い合わせが来ているということで、PPSの新規顧客への電力供給は非常に難しくなっているということです。

なお、3月8日に芸西村が切りかえたPPS事業者のエネットに問い合わせの電話をしてみました。確かに土佐清水市へ供給することは可能だが、現在は原発もとまり、電力が不足のみであると。入札等があれば検討はするが、どんな建物でどのくらいの電気を使うのか、個別

に調査した上で試算しないと料金は出せないのでは、応札するかどうかは、試算の結果によりますというようなエネットさんからの回答を得てまして、先ほど申しましたけれど、東日本大震災を受け、どこの電力会社も電力供給不足になっていると。そういう状況の中で、PPSの契約というのは、大変厳しい状況になっているというのは現状だと思います。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 総務課長から、今の日本のエネルギー環境を踏まえたしっかりとした見解が示されましたけども、PPS事業者というのは、エネットというのが代表的な業者なんですけど、それは芸西村と契約をしているPPS事業者であります。

しかしながら、登録をされているPPS事業者というのは、資源エネルギー庁のホームページを閲覧をすれば、十分わかるんですが、50ぐらいにはなっているのではないかなというふうに思います。それが、地域によってさまざまにそのPPSの事業者が対応できる場所、対応できない場所というのがありますから、そういう皆さんにもエネット以外でなく、当たっていただいて、せっかく安価な形の電気がそこにあるわけですから、それを契約するための努力というのは、やっぱりしなければ、私はならないといけないと思います。そのことと契約することによって、例えばデメリット、電気が次々と停電するとか、そんなことがあれば、それは問題があるんですが、そういうことは今の総務課長の答弁ではないということですので、そういうふうな方向での考え方に終始していただければありがたいというふうに思います。

私もちょっと調べました。ある自治体での取り組みで、これはちょうど関東方面の事例なんですけど、電力自由化制度を利用して、一般電気事業者からPPS事業者に変更したところ、これは入札での契約をシステム化したものです。それが27%のコスト削減に成功したなどの事例があるようです。一応、うちの場合、トータルで3,800万円ぐらいの年間、お金が電気料で四国電力さんにとられているというか、食われているわけですから、もし、これが27%近いものの削減ができれば、非常に大きなお金ということになります。

この事例のように、27%のコストダウンということはいかないまでも、本市の苦しい財政事情から考えれば、光熱費などの固定費削減は必要不可欠な行政義務であるというふうに思います。最大の効率性を追求していかなければ、私はならないのではないかとこのように考えております。四国電力との契約を見直すということも考えながら、前提としてPPS電力の導入を進めるべきであるというふうに思いますけれども、ここからは政治判断ということになるかもわかりませんので、市長の見解を求めておきます。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 先ほど、総務課長が答弁しましたように、現在の状況では、PPSの電力購入というのは、ちょっと難しいのではないかと思います。と言いますのは、供給の側が全国から殺到しておりまして、なかなか需要に応じられないのではないかと思いますというのが一つでございます。

それと今までの四国電力との関係がどうなのか。いろいろなことを考える必要があるのではないかと思います。

現在、原発がこのような状態になっておりますので、安いのに殺到しておるといような状況でございますけど、一方では、メガソーラーその他、太陽熱、太陽光の発電のほうも出ておりますけれども、ちょっとよほど慎重に対応しないと、契約をいきなり切りかえるというのは、いかがだと思いますから、十分検討させていただいてということになろうかと思います。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 驚いた答弁ということをおっしゃるを得ないわけですが、先ほど言いましたのは、総務課長はエネットさんに話を聞いて、その話です。先ほど言いましたように50ぐらいはPPSの事業者がありますので、当然、四国に対して高知県では、初めてエネットさんが芸西をやった。そういう考え方というのは、PPS事業者さんというのは、高知県に参入もしたいという、例えばジャパンエコシステムズとか、さまざまなそういうPPSの事業者があるわけで、そういうことに当たってないままで、難しいと決めつけるということ自体は、非常に問題があるのではないかと思います。やってから言うのは仕方がないと思います。せっかくリスクはないという総務課長さんの物の考え方ですので、市長はどこでどう自分が調査をされたかわかりませんが、リスクはあるというような概念の話をしておりますけれども、これはきちっと努力をして、もしそういうふうなことを仕組みとして手順をこなしていく中で、どうしてもできないということなら、それは仕方がないと思います。けれども、この段階で四国電力さんとのお付き合いもあるとかいう話の中で、くくっていいものなのかどうなのかが、私は疑問に感じます。

経済産業省の電力自由化のQ&Aというのがありまして、これは見ておられるかどうかわかりませんが、PPSと契約すると、電気料がどのくらい下がるのですかという問いがあります。電気料金は、入札または相対交渉で決めることができます。これいろんな仕組みがPPS事業者と契約をする前段で話し合いができたり、例えば入札をしたり、いろんな状況があります。これで電力自由化対象の電気料金は工場、ショッピングセンター、公共施設、それぞれ違います。公共施設の中でも、例えば、この庁舎とそれから学校とは違います。そういうことも緻密にあるわけですが、そういうことをしっかりとPPS事業者さんに算定をさせていただいて、



できるかできないかの判断をしていただいて、そういう話をされるということならよくわかりますけれども、まだやってない段階で、先ほどのエネットさんも、可能性はないとは言っていないわけですから。そこはしっかりとそういうことを押さえておいていただければありがたいと思います。

この数値を前段の総務課長から示された数値に当てはめて、本市においても当てはめて、これがすべてというわけではありませんが、もしこういう形が10%でも下がれば、大きな固定費の削減ということにつながります。これは、このPPS事業というのにはちょっと勘違いされているかも知れませんが、これは国が進めている制度です。事業です。市長のほうは四国電力とのおつき合いがあるという話があります。一般電気事業者、四国電力や九電、関電、そういうふうなところから、政府はもう電力の自由化ということを政策として打ち出しているわけですから、その辺のすきっとした考え方をもち対応していただきたいと思います。スピードが電気料金の削減率を上げていきますので、少しでも早い対応を指示していただくようお願いしたいものですが、市長の答弁をもう1回求めたいと思います。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 何よりも安定した電力の供給というのが一番。その次にコストの追求ではないかと思えます。ですから、芸西村の実態も調べながら、そしてまた、新規の業者のこれからの安定した供給力があるかどうか、慎重に対応しながら対応していきたいと思えますから、今は直ちにどうこうということは、まだちょっと調査をしておきませんので、総務課長も今、にわか勉強で、私もそうでございますけれども、実態をもっと調べてから、やっていってもいいのではないかと考えております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 安定した状態というのは、何を示しているのか、ちょっとよくわかりませんが、基本的に送電、配電線は、どこの持ち物かというのと、四国電力さんの持ち物を使って配電されるわけです。この電気事業者PPSから何かのトラブルがあって、電気が供給されないとなっても、自動的に、一般電気事業者に切りかわるという仕組みになっています。そのことをおわかりで言っているのかどうかわかりませんが、それと、もう一つ、この送電線・配電線が切れたら、四国電力が当然直します。切れたらすべてがとまりますから、四国電力さんの持っている配電をしている事業体が全部とまりますから、それは今までどおりということでもありますから、その点も十分理解の上、スピード感のある対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、公的不動産戦略、PREというのに移っていきたいと思います。

厳しい財政状況が取りざたされる中、自治体が所有している塩漬けの土地、学校・庁舎・公民館・体育館などの公的不動産の効率性を最大限に向上させることを目的とした公的不動産戦略が提言されています。公的不動産戦略の背景には、土地神話の崩壊、土地というものは持つておけば上がるということが崩れて、持てば持つほど、今、値が下がっているというのが現実であります。

それから、相当数の低・未利用地所有の増加、これは塩漬けの土地とか、費用の割に効果が上がっていない。使用率が上がっていないところの不動産や土地を指します。

土壌汚染や地震などの不動産リスク資産化、これはどういうことを言うかということ、うちに当てはめてみると、土壌汚染というのは可燃物処理場などのことを言います。ダイオキシンにああいう形で土地が汚染をされて、一般的には利用ができない価値のない土地ということになります。この価値のない土地そのものを市長さんは任期中には壊すというめどをつけるということを明言しておりますので、これは中浜部落の総会でもそういう話が出たそうです。当然、任期中にはめどをつけるんでしょう。そういうこと。それから、地震などの不動産リスクというのは、きのう、おとついでからずっと話をされています。小学校の耐震性の問題、それから保育所の津波に対する心配の問題というのは、そういう不動産リスクということになります。

それから、公共施設の老朽化というのもあります。これは市庁舎みたいに雨漏りをしてとまらない。どんどん雨漏りしていく。庁舎や公民館などがその一つの大きなパターンであります。

それから、学校や教育施設など、需要減少による公共施設の変化、これは学校が統廃合プランによって、学校をどんどん統廃合します。そうすると、今回の平成25年には中学校は1校になったら、新しい中学校をつくって5校がすべて空になります。そういうふうな不動産、公的公共不動産のことが考えられるわけです。

それと、もう一つ考えなければならないのは、需要減少というのが大体施設というのはつくるときにはマックスでつくります。そのときにいっぱい量でつくってしまいます。しかし、どんどん時代が流れると、その施設があいてきます。特に教育施設はそうですよね。結局、高齢者・高齢化、そして少子化が始まれば、どんどん若い者が学校に行かなくなるというか、少なくなってきましたので、当然、必要とされる教室がどんどんあいて使われなくなってくるというのを指します。こういう不動産を取り巻く減少というのがあります。

また、自治体、特に市を取り巻く状況というのも一方ではあります。一番最初に厳しいのは財政の悪化です。これはお金があれば、どんどんやります。あれもやります、これもやります、あれもやりますと言ったらいいがです。けど、お金がないから、なかなかそれができないということですね。

それから、国の締めつけもあります。というのはどういうことかと言うと、財政健全化に向けた制度改革があります。これは会計法や財政健全化法などによって、国からきちっと監視される。べらぼうなことはできない。そういうのもあります。

それから、資金調達の変化というのが出てきます。これはどういうことかと言うと、地方債の発行が許可制から協議制に変わったんですが、いかんせん、うちは実質公債費比率が18%を超えていますから、今までどおり、要は許可。知事さんの許可を受けなければ、地方債の発行ができない。本当は、18%以下のところは協議をしたら、どんどん地方債が発行できるわけです。柔軟に対応できるという環境があるんですが、そこまで硬直化していると。これ高知県の中で8市町村がそれに多分当たるのではないかなというふうに、その中のうちの一つです。34市町村ある中でうちもその一つです。それだけ財政が逼迫しているということだというふうに思います。

このこういう現象の中で、財政規律の建て直しというのが急務となっております。公的不動産については、中長期的な視点から、維持管理コストについての把握と分析の必要性が指摘され、人口減少、少子高齢化へ社会情勢が変化していく中、公共資産、施設に対するニーズに伴い、資産過剰、ミスマッチが起こってくることも現実であります。財政健全化に向けての行政戦略として、公的資産を経営的な視点から見つめ直し、賃貸運用や売却などを含めた柔軟な手法による有効活用を図っていく必要があると考えますが、公的不動産戦略に対する認識とその必要性について、市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） おっしゃるとおり、私が10年前市長のときにも、学校の遊休施設、さらにはその他公的なものの例えば土地なんかも遊休の土地を含めまして、随分整理するように督促しましたけど、例えば、所有権の問題であるとか、いろんな問題があって、当初は学校なんかは文科省が補助をした建物については、起債の償還が済まなくてはいけないとか、あるいはまた、目的外使用はだめだとか、厳しい規制がございましたけど、それなんかも今は随分と緩和されましたが、庁内でそのことに対する専門的な機関もつくって、随分と検討しました。なかなか結論が得られない。その後、私がやれなくなりましたけど、その後の西村市政で今のあんきな家が成功例として出てきております。

最近またその成功例も含めまして、それに類似する施設、あるいはその他含めてユニークにこの遊休の施設の利用をどうするかということ、今、立ち上げて検討してもらっておりますけど、なかなか期待どおり結論が出ない。それはそれを利用しようとする対象の企業、ないしは企業体、どういうスタイルの企業体が可能なのかとか含めまして、なかなかイメージはあっ

でも、実現性が難しいというので、時間がずるずると経過しているのが実態でございますけれども、おっしゃるとおり、トータル的にはあなたの言うとおりでございますから、もっともっと積極的に検討すべきであるというふうに考えております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 公的不動産戦略に対する認識は、まさにこのとおりということの答弁だというふうに受けとめておきたいと思えます。

市長が、十数年前になるんですかね。一応、整理をするようにということを話をしたにも督励したという言い方としましたが、督励したにもかかわらず、そういうことは遅々として進んでないというのが現実です。

時代は流れて、市長がおるときには、十数年前は規制緩和に対する国の考え方も非常に凝固的というんですか、かたまって、行政財産、一般財産、普通財産、そんなことばかりが頭の中にあって、行政財産に置いておいて、例えば中学校一つ休校で置けば、交付税措置の中に算入されたりとか、そういうふうなもの期待感というのも非常にあったようなんですが、そういうことは今ではなくなっているという状況があると思えます。それは副市長がよくご存じだというふうに思えますけれども、そういう今、環境の変化があります。だから持っていれば持っているだけ、結局はその施設を管理しなければなりませんし、保守しなければなりません。どんどんお金がそこに食われます。そういうことに対するきちっとしたマネジメントをして、行政的な戦略をちゃんと立ててやろうじゃないかというのがこの戦略ですから、その戦略としては市長はそのとおりということで、受けとめさせていただきたいというふうに思えます。

ところで、本市における公的不動産戦略の実践に当たって、大きな課題として挙げられるのが、教育委員会が定めた小中学校統廃合プランにより想定される学校跡地の利用方法であります。この統廃合プランにより、空いた学校用地、施設の利用計画などについて、教育委員会で検討されたことはあるのか、どうなのか、市長部局との検討はなされているのか、学校跡地利用についての計画をもしあれば、教育長に示していただきたいと思えます。

先ほど、ちょっと話がありましたように、この統廃合プランをつくったらどうなるかぐらいの判断というのは出てきます。当然、学校がぼこぼこ空くわけですね。そういうことを踏襲しながら、この計画は多分つくられたと。精度の高い計画だということで、私は精度の低い計画ということで、ここで当時の教育長とやり合いましたけれども、精度の高い教育、プランだということですので、そういう計画があればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（武藤 清君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

現在、学校教育が管理をしている休校施設の主なものは、校舎が6校、体育館が6棟、土地は6カ所合計で、面積が4万5,986㎡となっております。休校校舎等の学校施設利用については、以前、庁内に土佐清水市遊休施設有効利用検討委員会を設置し、教育委員会の職員も委員の一員として休校施設の利用について検討を行っております。

この委員会では、利用可能な施設の台帳の作成や、どのような施設内容なのかについて現地確認を行い、写真も撮り、一覧表を作成する作業を行っております。

しかし、その後は、現在まで具体的な活用にまでは至っておりません。

なお、これまでに学校関係で有効活用を行っているのは、旧養老小学校が高齢者関係の施設として利用がなされており、松尾小学校については、民具等の保管として利用がなされております。その他、体育館については、各種スポーツ等での活用がなされているところではありますが、校舎については、特に活用はなされていませんし、今後も当面、活用の予定はないものと思われまます。

しかし、今、議員がご指摘のように、大切な財産を活用できていないことについては、もったいないことであるとは認識しております。

現在、教育委員会では、学校用地利用計画のような計画は策定はしておりませんが、有効利用のために必要な計画であると考えております。

以上でございます。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 教育部局は、非常に公的不動産施設として、不動産をたくさん持っている部署だというふうに思います。これを見ただけでも4万5,000㎡の土地があるということです。そのほとんどがまず使われていないということです。これは行政戦略としていかなものかなというふうに言わざるを得ません。そういうことをやっぱり効果的に利用するということをまず考えなければならない。もしできれば、そういうものを利用しながら、お金を生み出す仕組みができれば一番いいわけでありまます。

それから、もう一つ、教育長にお話をしておきたいと思うのは、今ある既存のそういう資産を有効に使うということです。

例えば、一つ例を挙げたいと思います。

今、清水中学校の建設が始まっています。我々も議会の中で何回かそこへ視察に行きました。行けば、膨大な敷地です。膨大な敷地と膨大な面積です。特にグラウンドなんか、メイングラウンドがあって、サブグラウンドが二つある。そのサブグラウンドも本来ならば、普通の中学

校であれば、メイングラウンドとして使えるぐらいのグラウンドです。考えてみてください。あのグラウンドが全部完成して、あのグラウンドをつくるために土地を買い、造成をし、それから設備をきちっと整え、物すごくお金がかかっています。少し考えてみてもらったらわかると思いますけども、サブグラウンド、サッカーコート、それからサブグラウンド、一つは100m、直線で走れる100mのグラウンド。それが中学生が来て、それを使う、利用する時間帯というのは、放課後の部活動がほとんどだと思います。放課後でしか使わないということは、朝から学校が終わるまで全部空くわけです。もったいないと思いませんか。非常にもったいないと思いますよ。費用対効果のことを言うわけじゃないですけども、非常にそういうことが当たり前、そうではない。そこをどうやって朝から晩まで使わせるとかということをカリキュラムの中で考えるべきなんです。そうしなければ、何ぼでもお金要りますよ。そういう戦略が今まで全くなかったんじゃないですか。これも欲しい、これもつくってよ、これもつくって、はい、わかりました、わかりました。そんなことやるからこうなるわけです。でも、つくることが悪いとは言いません。いいものをつくったらいいと思います。いいものをつくったら、それを100%稼働させるための努力、戦略というものがどうしてもないと。それが公的資産の運用なのです。だから、そういうことを考えたときに、まず一つ考えられるのは、小学校を一緒に使わせたらどうなのと、校庭を。そういうことなら考えられますよ。合理的ですよ。そういう戦略的なものを、小・中一貫にしてしっかりとグラウンドも供用させて、カリキュラムもしっかりやって、そして今からの将来の小・中一貫、どんどんそういう中学校の専門的な課程が小学校までおりにてきますよ。そういうことを踏襲した上で、つくるということは大事なことじゃなかったかというふうに思います。

そういうことを考えるということを教育委員会が仕組みとして、計画としてつくるかどうかを問いたいと思いますが、どうですか。

○議長（武藤 清君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

学校として、使用している施設の活用についてのご質問ですけれども、これまでにない発想でありまして、検討を行った経過はありません。

例えば、今、ご指摘のような新清水中学校のサッカーグラウンドや陸上競技等の施設ですけれども、クラブ活動のほかには特別なことがない限り、余り使用しないのではないかと考えられます。学校の授業時間中で使用していない間における児童生徒以外の方の活用については、目的外使用にならないか、また使用可能であれば、運用に当たっての課題を洗い出すとともに、学校・保護者等を含め検討が必要であるとは考えておりますけれども、今から研究してまいり

たいと考えております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ぜひ、研究していただけるということですから、長期的な教育委員会として、小学校の問題や多分、2015年には総合子ども園というものができて、どこが所管するか、僕はよくわかりませんが、そういう問題も起こってきます。津波の問題やそういう問題もいっぱい皆さん言っているじゃないですか。政治の基本、行政の基本というのは、市民の生命と財産、そういう情報なんかをしっかりと守ることが大事なことです。だから、そういうことをしっかりと踏まえた上で、教育委員会として将来ビジョンをしっかりと持って、将来計画をしっかりと立てて、それは修正を加えなければならないところ、場当たりのにならないとちやできないこといっぱいありますけれども、まず、自分たちが進もうとすべき形というものを、計画の段階でつくっていただきたいというふうに思います。ぜひ、そのことは、要請をしておきたいというふうに思います。

人口減少、少子化といった社会構造の変化によって発生する学校跡地は、大規模であり、さまざまな利活用が検討ができるものの、現状では地域住民の意向を反映する形で、コミュニティ施設として運営されているものが大半を私は占めているというふうに思います。使われないものも大半を占めていますが、その管理費の多くは、公的資金で賄われており、少なからず財政を圧迫している要因の一つでもあります。清水小学校のように、統廃合によって残された学校施設の老朽化対応についても、切迫をした状況となっており、教育環境の維持、向上、そして安全のためにも役割を終えた学校跡地における収益化の検討は、私は必要不可欠な要素であると思いますが、今度は市長の所見を求めたいと思います。管理者は市長ですから。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 学校の問題に関しましては、その後、学校教育以外の利用ということになりますと、やはり、その財産を教育財産から普通財産に移行するとか、いろいろ手続があると思いますけれども、市長部局に受け取って、それから市全体でどうするかというところにはいかないと、なかなか無理かなと思いますので、その遊休の教育施設を順次、我々のほうへ受け取って、それで市全体として戦略的にその建物はどう使うということを計画していかないといかんのではないかと、基本的にはそう思っています。

先ほど答弁しましたように、問題は計画をつくっても、それをやろうとする企業、進出してくる企業、地元で企業をつくってやる企業、いわゆる企業体がなかなか難しいから、隘路があ

るわけですが、その辺の見通しも十分検討しながら、時間がかかっても、もっともつと意欲的に、積極的に取り組む必要があるかと考えております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長から答弁いただきました。前向きな方向での物の考え方というふうを受けとめさせていただきたいと思いますが、先ほど言いましたように、今まで規制緩和が制限されてきた状況の中で、どういうことが起こっていたかという、これは行政財産ですから、目的外使用はできませんから、こういう枠組みでそれぞれキャッチボールがなされてきたことが実態であったようです。

しかしながら、今は、規制緩和は進展しまして、適正化法の申請さえすれば、そういうことを柔軟にやれる時代になりました。

そういうキャッチボールをするようなことがなく、責任としてしっかりと受けとめてもらいたいと思います。そういう行政財産だから、普通財産だからという形で逃げるのではなくて、そういう形をしっかりと受けとめていただくという仕組みがどうしても必要な状況になるというふうに思います。

驚いたことに、先ほどちょっと市長も言いましたけれども、ほとんどの市町村では、みずからが所有する公的不動産について、規模、構造、改修状況、管理コスト、利用状況など、詳細な情報を全庁一元的に把握しているところはほとんどないというふうに聞いていますが、本市の場合はどのような現状であるのか、今度は副市長に答弁を願いたいと思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） 多種多様な不動産を所有管理しております本市におきましては、地価の変動によるリスク資産化や低・未利用用地、あるいは未利用施設が増加しているのも事実でありまして、これまで以上に議員が言われますように、適切に不動産を利活用することが重要というふうに認識もいたしております。

また、施設の老朽化や少子高齢化の進展に伴う公共施設のニーズの変化、効率的・計画的な維持修繕、あるいは住民ニーズに合致した施設への転換、施設の配置、施設数など、市が所有する不動産を適切に利活用する必要もあると認識もいたしております。

現状では、行政財産、普通財産の管理、それぞれが所管において管理をされており、全庁的な観点からの検討が不足しているのも事実であります。

維持修繕の管理といった保全管理が中心でありまして、利用効率、資産価値等も含めた一体的な集約が不十分であることは否めません。



議員ご提言の公的不動産の利活用の戦略的なマネジメント、計画でございますけれども、必要と考えております。その手法、ノウハウ、人材確保、体制の確立がなされていないのが実情であります。大きな課題だろうというふうに思っておりますが、今後につきましては、一体的な活用を考えるというふうに思っております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 一元化への必要性については必要だというふうな枠組みでの答弁だというふうに思います。まさにそのとおりだというふうに思います。

情報がなければ、使う企業も使う団体もその情報を聞いて、あっち飛ばされ、こっち飛ばされるということになりますから、そういうふうなことというのは大事なことはないかなというふうに思います。

一応、本市が所有している公的不動産のライフサイクルコストというんですか、これは生涯費用のことなんです。物にはつくるイニシャルコストというのがありまして、イニシャルコストがあったら、当然、それを耐用年数までランニングして動かさないといけませんので、ランニングコストというものがかかります。そうなってくると、ランニングコストかかれば、最後に何が発生するかということです。それを処分しなければなりません。撤去する。だから、この一連の流れを生涯の費用というふうに見立てておいていただければありがたいと思います。だから、その中には例えば、突発的なコストがかかってきます。先ほどみたいに地震があったりとか、例えば台風によって壊れたりとか、そんなコストが、それはリスクコストと言われているものなんです。そこが加わってきます。そういうことをトータルのきちっと最初からそのことを計画立てた戦略が必要ではないかなというふうに私自身は思っていますけれども、この生涯費用の試算や公的不動産を所有することによって、毎年、どの程度の財政負担が必要かどうか、副市長に、本市の現状認識を聞きたいというふうに思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） 私は、ライフサイクルコストということは議員さんに初めて教えていただきまして、ちょっと勉強もしてみました。

少し述べさせていただきますと、製品や構造物などの企画・設計に始まり、建設・維持管理・解体廃棄まで建造物の生涯と定義して、全期間に要する経費を意味するようであります。

大別すれば、議員が言われましたように、イニシャルコストと光熱水費、保全、改修費、更新費などによるランニングコストにより構成されるようであります。

当然のことですけれども、経費を安くよいものというのが理想であり、低コストで高

い効果を上げるというのが基本的には必要であると考えてところであります。

公共施設のように、比較的長期にわたり使用するものについては、そのイニシャルコストがなかなか試算をしにくく、その時々々の経済情勢や社会環境、自然環境など、外的要因によっても大きく変わりますし、長期にわたるライフサイクルコストの計算には、誤差が生じることがあります。

現在、これらの不動産にかかわる経費等については、把握は今のところは私のほうではしておりません。

ただ、設備計画に当たっては、維持管理費に要する労力の低減、管理しやすい建物の建設、省エネルギー化の推進、光熱水費の節約、施設の各部材の耐用年数の設定による交換やリニューアルを計画的に行えるよう配慮することなど、施設の長寿命化によるコストの低減を図ることなどにより、効率的でランニングコストのかからない施設管理を行っていく必要があるというふうに思っております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 最少の経費で最大の効果を上げるというのは、まさに最後に副市長が言われたようにそういうことですね。それが行政を担当するものに与えられた責任ということになるのだろうというふうに思います。

本市の財政状況が厳しいことはご承知のとおりです。私たちも十分わかっていますが、こうした公的不動産の生涯費用、例えば、ランニングコストも含めたライフサイクルコストですね。これについて十分に見込んで、中長期的な財政見通しを立てていかねば、ますます厳しい行財政運営を迫られることとなります。

したがって、このままだと必要とされる改修、改装、大規模修繕、建て替えなどを行うための十分な財政余力を確保することができずに、今まさにそういうふうな状況だと思っております。地震・津波リスク、これは、保育所とか、そういうものです。に加えて、老朽化に伴う崩壊リスク、清水小学校とか、それから市庁舎も同じですよ。などを持つ安全性に多大な問題を抱える公共施設などが増大することが懸念されることとなりますが、これを今の話でいくと、どのように対処する考え方でしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

議員が言われますように、公的な不動産についても、さまざまなリスクを負います。

特に、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化などから、公共施設等に対する住民ニーズも

変化してきておりましてこれらに対応した施設の管理が重要であるとともに、不動産には価格変動リスク、耐震などによる不動産固有のリスクにも関心が高まっているのも事実でありまして、さらに財政健全化法、あるいは公会計制度の見直しなどによる不動産の制度にも変化が生じており、その情勢の変化に対応したリスクの低減や回避に努める必要があると考えております。

職員の共通認識として対応することが重要であると認識をしております。例えば、先ほどもちらっと言うておりましたけれども、浦尻、それから旭、清水保育園、3園の統合をできるだけ早く検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 具体的な話が最後に出てきましたけれども、保育所の3園による統廃合に対して、それと引きかえに安全なところに移してあげるという行政サービスが提供できるのではないかと。そのとおりです。7番議員のほうからやることばかりやめることを考えないのだったら、これは破綻するし、自分らの給料削られる、当たり前の話ですので、そういうことを考えていくための一つの大きなステップとして、副市長が言ったようなことを稼働させていくということは大事なことだというふうに私は思っています。

公的不動産について、別のまず視点から見ると、本市の公共施設が人口ピーク時の需要、先ほどちょっと言いましたけれども、人口ピーク時の需要に合わせて大体整備されているんです。それから、公的不動産に大幅な余剰が生じることは、このことによって予想がされるわけです。当然、使われなくなります。使おうと思っても使う人がいなくなるということです。少子高齢化の進行により、人口構成にも大きな変化があらわれ、学校や保育所などの年少人口向けの施設は余剰になります。当然そうです。老人ホームなどの高齢者向けの施設は不足します。当然当たり前のことです。公共施設の要素、需要、供給、バランスのミスマッチが一層、今後、ますます顕著になることは明らかであります。4番議員のこの前の人口の試算でいくと、10年後には高齢者と普通の生産世代、年少世代が半々になるということですから、大変なことで、完全なミスマッチを起こすという自体が想定されるということになります。このように本市の公的不動産は、耐震化や老朽化に対する備えが十分ではなく、清水小学校のように安全性などの面から、多くの資産リスクを抱えるとともに、人口減少や少子高齢化といった環境変化を踏まえた公共施設の需要バランスも確保していない状況にあると思われませんが、これまで以上に、財政が厳しさを増す中、こうした状況から脱却するために何をしなければならないのか、どのような方策があるのか、もう1回、副市長に答弁を願いたいと思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

(副市長 吉村博文君自席)

○副市長(吉村博文君) お答えいたします。

本市では、低、あるいは未利用の公的資産の運用計画は、策定は現在はありません。

普通財産として管理している未利用の土地が約5万8,000㎡、建物14戸があり、一見してこの中には活用が困難な不動産も見受けられます。

低・未利用の公的資産の計画的な活用にあたっては、中長期的に現有資産の公共性、有用性、需要が見込まれるかどうか、コストなど、財政的な視点からの判断が必要となっており、売却、貸付など、有効活用や適正な運用を行うためには、これらを判断するノウハウ、あるいは知識をもった人材、管理体制の整備が必要と思われます。

私自身、これらの手法などの知識が乏しいことから、今後は事業導入の際にあたっては、研究しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長(武藤 清君) 13番。

(13番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) そんなことないですよ。副市長は優秀だと私は思っています。だから、あとはまず前に進むかどうかの判断の問題だというふうに思っています。利用計画は、しっかり立てるように頑張ってもらいたいなというふうに思っています。

まずは、本市が所有する公的不動産の現状、それから今後発生する公共施設の生涯費用などを把握して、公的不動産の必要性を検証した上で先ほど、ずっと副市長が言ったことなんですけど、全庁的、中長期的視点のもと、必要性の維持、改修や余剰施設の転用、売却などを行い、財政負担の抑制を的確に推進していき、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、公的不動産を戦略的にマネジメントしていくことが求められると考えられますが、今度は市長のこのことに対する所感を求めたいと思います。

○議長(武藤 清君) 市長。

(市長 杉村章生君自席)

○市長(杉村章生君) 数年前から国の指導もありまして、公会計でも、いわゆる貸借対照表というものを導入して、市が持っている財産、それから特許なども含めて、いわゆる資産の部門と負債の部門という仕分けを民間並みにやるようにということで、随分と本市もつくっておりますけれども、それが一つの目安になって、中長期的な財政運営はどうあるべきか、これは大きな指針になると思います。

ですから、そういう中では、必要に応じて新しくつくる施設も当然、資産評価されますけれども、遊休資産と言えども、その財産の持つ一定の価格があるわけですから、そういうものも数字に出して、明確に貸借対照表の数字を確認することも大事ではないかなと思います。そう

ということを見ながら、行政需要に応じて、あるいは市民要求に応じて、今何が必要かという判断するのも政策として出てくるのではないか。こんなことをトータルとして判断しながら、今後運営していきたいと考えております。

○議長（武藤 清君） 13番。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 先ほど、プライマリーバランスの話が出ましたけれども、非常に一応、単式簿記といわず、複式簿記でそういう資産なんかもきちっと一覧できるような、もしそういうふうな形で用意されているという話がありましたから、もしできれば見せていただければありがたいなというふうに思っています。よろしくそのことはお願いしておきたいと思いません。

それから、市長そのものも大変厳しい財政状況の中で、この市政を運転しなければならない責任はあると思います。市長のやりたいこと、市長の政策の優先順位、さまざまなことがあろうというふうに思います。都市計画を市長は一番最初にやらなければならないと。でも、都市計画を本当に効率的に、効果的に行政戦略として稼働させるためには、何をどうせないかんかということを考えておいていただきたいと思います。あそこの用地を有効に利用することが、基本的には都市計画を早期に完成させる一つの一番早い手法だというふうに思います。あそこに中学校の用地を市が買取してくれたおかげで、あれだけの進捗が図られたということは実態としてあろうというふうに思います。そういう面から考えて、よろしくそのことはお願いしておきたいと思いません。

3・11の震災による深刻な被害が明らかになり、改めて公共施設などの耐震性、安全性の確保の必要性が認識される今こそ、清水小学校や保育園移転など、中長期視点に立った総合的な公的不動産戦略の重要性を認識し、実践に移していかなければならないと考えますが、最後に市長の見解を求めて、すべての質問を終わりたいと思いません。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） これまでのご指摘を一つの目安として、有効に活用させていただきながら、東北のああいふ震災の悲惨な状況も参考にしながら、何としても本市は安全・安心なまちづくりのためにということで、全力を挙げてまいりたいと思いません。

○議長（武藤 清君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時13分 再 開

○議長（武藤 清君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

11番 仲田 強君。

(11番 仲田 強君発言席)

○11番(仲田 強君) おはようございます。

今議会の通告で、産業振興、それから健全財政の維持、そして、市長の今後の政治姿勢、3項目について通告させていただきました。

初日から同僚議員等の質問の中で、いろんな意味での答弁がありまして、私の質問のほとんどを回答いただいているような部分もあります。なるべく重複しないようにという気はあるわけですが、一応、通告しておりますので、ちょっと質問を変えてでも質問をさせていただきたいなと思っております。

まず、新年度4月より改正された組織編成で、杉村市政が船出をするわけでありますが、特に総務課の財政係が企画広報室に包括され、企画財政課となり、政策・企画とまた裏づけとなる財源の連携が一層図られると思っております。

また、農林業振興課、水産商工課、観光課の3課が産業振興課と産業基盤課に再編され、情報の共有や施策の展開にスピードが増すものと考えられます。

まさに今後の土佐清水市の市勢が浮揚するか、否かが問われる正念場の年度初めであります。

そこで、産業振興課設置に伴う土佐清水市型産業の戦略について、各担当課長に質問します。どうか、我こそ産業振興課長との思いで、力強い答弁を期待するものであります。

それでは、農林業振興課長からお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 執行部の答弁を求めます。

農林業振興課長。

(農林業振興課長 山本 豊君自席)

○農林業振興課長(山本 豊君) 余り期待には添えませんが、答弁させていただきます。

黒潮の恵みを受け、はぐくみ、育てた農業・漁業・観光それぞれの産業の強いところを生かしたまさに三位一体となった取り組みが土佐清水市型産業の出発と解します。

農林業振興課としては、特産品化を目指し、足摺芳香パインや足摺レッドを継続しております。商品力は、間違いなくあります。それなりの評価も受けております。足りないのは、この豊かな自然風土、青い海、青い空をも連想させる付加価値を作物に乗せ、土佐清水の名を背負った商品として売り出すテクニック、いわゆる付加価値づくりです。

それと、宣伝PR等の情報発信力及びそのネットワークであります。人は知らないものは購入することはできません。今までの課であれば、どうしてもつくる側の人間であり、またつくるだけにさせてほしいという思いでありました。栽培技術のハードルを越えても、また流通の

壁があり、そこを越えないものは失敗であるからであります。行政がどこまでやるか、やる必要があるかも一つの葛藤でした。一次産業が衰退している現状では、民間の力も弱い、やるしかない、が今回の産業振興課であり、開発直販係の新設であると思います。

基礎となる園芸振興、新プロの1月から4月の連続栽培による1戸1ha全体で30haの目標達成、主要集落の集落営農の組織化等は、確実に進めながらも、伸びしろが期待できる分野として、特化した作物の6次産業化に向けて、農業、漁業従事者が最も不得意な加工部門においては、元気プロとの連携を強化しながら取り組んでいきたいと思えます。

一次産業の農業と漁業、3次産業の観光では、4次産業にしかありません。これに2次産業の元気プロを絡めた連携が、土佐清水型6次産業ではないでしょうか。

自分が産業振興課長のつもりでの答弁と言われましたが、仕事は人がするものです。機構を変えても人が変わらないと何も期待できません。総務課長ではありませんので、断言はできませんが、人事も過半数を一新し、再出発の必要があろうかと思えます。

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ちょっと二の句が継げなくなったわけですけども、本当に期待以上の力強い答弁をいただきました。さすが、土に親しみ、土と語らい、そういう農業を生業としている方々の声が聞こえてくるような課長の答弁だったと思えます。

足摺芳香パイン、足摺レッド、ブロッコリー等、特産品づくりを手がけてこられたご苦労と、努力を察した次第です。

また、今の答弁の中で、今までの課であれば、つくる側の人間、そしてつくるだけにさせてほしいと。そういった言葉というのは、私の思いとしては、努力をしてきたものしか言えない、うそ隠しのない心情だと思います。栽培技術のハードルを越えても、次に流通の壁があり、そこを越えないと失敗としての評価、行政マンとしての心の葛藤、まさに人間そのものであり、また人生そのものであると強く感じました。

しかし、課長が一言言われましたやるしかないとの短い言葉の中に、すべての解決の、そして希望のかぎがあることを私は確信しています。初日の12番議員の一般質問の答弁で、ブロッコリー栽培等に4年間精力的に技術指導されてこられた萩野氏の業績を課長はたたえておられました。萩野氏がやめられることは、非常に残念であり、生産者の組合員の皆さんがそれ以上に惜しまれていることを聞いております。この場をかりて、心から感謝申し上げる次第です。

また、この山本課長のもとであったればこそその思いもするところでございます。仕事は人がするもの。いい言葉です。仕事は人がするもの。機構は変えても、人が変わらないと何も期

待できないとは決して執行部だけではなく、私ども議会人にも相通じることでもあります。改めて心してまいりたいと思っております。

国は、土からできているのではなく、人々の心からできているとのインドの詩人、タゴールの言葉がありますが、まさに今の為政者にそのまま聞かせてやりたい、そういう思いをいたしました。どうも答弁ありがとうございました。

次に、水産商工課長には、今回、初めての質問となります。よろしく申し上げます。

○議長（武藤 清君） 水産商工課長。

（水産商工課長 坂本和也君自席）

○水産商工課長（坂本和也君） 土佐清水型産業の戦略については、地域の特性を生かした雇用の場の確保、新たな雇用の場の拡大を目指した事業展開が重要であり、水産分野では、一昨日答弁をいたしました6次化産業や新規就業者の増加を目指した施策の展開を推進していかなければならないと思っております。

具体事項の一つとしては、2月8日の日経新聞、3月9日の高知新聞に掲載されました元気プロ開発の地元産宗田節昆布茶、お茶漬け、だしパックなど、宗田節新商品を県内外へPRし、一般家庭へ普及することによって、本市漁獲量の半分を占めるメジカがメジャーとなり、市内加工業者や土佐食での製造、販売量の増加につながればと考えております。

また、活サバの販促事業や大敷網でとれる鮮度はよいが、値のつかない小魚などに付加価値をつけ販売する地元家庭料理として紹介する有名シェフの料理食材に使ってもらうなど、新しい課にできます開発直販係との連携による水産物の特産品開発及び流通販売の促進に力を入れて、漁業者の所得向上につながる取り組みを土佐清水型産業戦略の柱に推進していただきたいと思っております。

さらに、私の思いではありますが、新設されます清水拠点市場へ観光客を呼び込む方策が何ができないかと思案しておりますので、市場は違いますが、市場経営のプロフェッショナルであります仲田議員からの妙案をお聞かせいただければと思っております。決して、反問権ではありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） きのう、ちょっと夢の中で、きょうどうしても胸騒ぎがしておったわけですけど、鼻水がとまりました。

水産商工課長の思いを聞かせていただきました。

水産商工課長の答弁では、第三セクターの元気プロや、土佐食、そして新課、新しい産業振



興課の開発直販係との連携で特産品開発販売の促進を図り、漁業者の所得向上につなげるとのことであります。

以前の議会でもここで申し上げましたが、だしは文化、これは岡山フードサービスの岡山社長が常々おっしゃっておられました。杉村市長も、同じ思いで水産振興の活路を見出すべく、この議場で語っておられたことを記憶しております。

本市が誇る宗田節が、またその漁獲量の主流であるメジカ漁を衰退させては、清水の漁業が成り立つことはないとは言ってもありません。担当課長は、淡々とした語り口で答弁をなさりますが、本来は外柔内剛の人だと認識しておりますし、今まで所管で積み上げてきた実績と経験を生かしていただきたいと。基幹産業の漁業の発展を心から期待しております。

プロフェッショナルの仲田さんに妙案をとということでありましたが、妙案、私も将棋を指しますので、妙手というのがあるんです。また逆に禁じ手というのもあります。妙手が出たときは、それこそ感動するわけですけども、なかなか初級者の将棋の力では妙手というのは絶対出てきません。

先ほど、山本課長も言われてましたけれども、やはり労苦の汗と涙の結晶の積み重ねの中から妙手というのは出てくると思うんです。何か説教するようで申しわけない。せっかく質問いただきましたので、妙というのには蘇生という意味もあります。また開いていくという意味もあるわけです。そういうことをやっていきたいと。何とか清水漁協のそういう新設後の発展を願っておられる。その課長の思いが深ければ深いほど、妙案というのには出てくるものだと思っております。どうか元気いっぱい力合わせてやっていただきたいと、そう言うしかありません。よろしく願いいたします。

それから、次に、観光課長、よろしく願いいたします。

○議長（武藤 清君） 観光課長。

（観光課長 酒井紳三君自席）

○観光課長（酒井紳三君） お答えします。

現在、四万十・足摺エリア観光圏協議会で、観光地づくりプラットフォーム設立準備の検討を行っておりますが、まさにこれが今回の産業振興課ではないかと思えます。

このプラットフォームとは、着地型旅行商品の販売を行うため、地域内の着地型商品の提供者と市場（旅行業者、旅行社）をつなぐワンストップ窓口としての機能を担うものです。

今回の機構改革では、私を含め、関係各課では、大反対の意見が多かったのではないかと思います。これからはプラットフォームのように地域全体で観光を担っていくことが主流になるのではないかと思います。

ただ、私自身は、観光の置かれている状況を考えると、違和感がありますが、産業振興課は、

どれが中心ではなく、すべてが中心にならなければならないと思っています。立場上、観光を中心とした場合の思いは、足摺岬を訪れる人を地域全体でもてなし、いかに活用するか、またいかにもう一度ここに来たいと思わせるかだと思います。観光戦略としては、何度訪れても新鮮であり、訪れる人を飽きさせない観光地づくりを目指さなければならないと思います。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に立場上の答弁ありがとうございました。

初日の開会日に市長の議案説明で、特に観光の入込客、前年比78%と市長言われてましたが、確かに昨年は3・11のあの悲惨な状況の中で、観光とか、そういったものが自重され、本市においてもキャンセル、また足が遠のいていた状態がありました。

そういった環境が厳しい中で観光課長という立場でしたので、十分に力が発揮できなくて、切歯扼腕されたこともあったんじゃないかなと思います。

そういう中で、市長の答弁にもありましたけれども、初日の。やはり観光こそが、私も常々言っておりますが、外貨獲得への大きな近道でありますし、また、この産業振興課の受け皿として、扇のかなめとなるのが、僕は観光課だとそういうふうに認識しております。特に、1次産業が6次産業へのそういう大きなビジョン、そして販路、流通、それに合わせて観光でまた商売ができる。そうなったときに、6次の産業がどれだけ波及効果をしていくのか。そこにプラットフォームということですね。こういった一つの今、提案がなされておりましたけれども、やりがいのある僕は本市にとっての救世主になる、そういう観光課だと僕は思っております。どうか、どんなことがあっても、課長はいつもにこやかな、そして冗談か本気かわからない部分がありますが、そこがまたいいところだと思いますので、いろいろ庁内で物議をかましたことだと思います。しかし、目指すところはやるしかない。一步を踏み出すことだと思います。そういった点で、どうか観光産業の振興についても、これから尽力をしていただきたいなと思っておりますので、期待しております。また、時があれば、そういう質問もさせていただきたいと思います。

次に、副市長、今、3人の私から言えば、3人の奉行様が答弁したような感じで緊張して聞いておりますが、やはり組織編成の長として、この新課設置の思いと、またそういう戦略について、副市長という立場で総合的な答弁をいただきたいと思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

農林水産業、観光産業は、経済情勢や高齢化の進展、さきの東大日本大震災に伴う原発事故

等の影響も相まって、大変厳しい現状であることは、議員もご承知のとおりであります。

従来、各産業別振興策を展開してきたところでありますが、1次産業で見れば、つくる、とるだけの従来の考えや販売はJA、漁協任せでは産地間競争では生き残れないのも事実であります。所得の向上も望めないのが現状であります。

観光産業について、観る、体験するの充実も大変重要であります。そこに食を加えた戦略も必要かと思えます。既に、一部取り組みも行ってありますが、より強化し、産業共通課題として高付加価値づくり、流通販売システムづくり、農業・漁業・観光が一体となった、産業づくりを目指す必要があると考えられ、3課体制から2課体制に組織再編を行ったものであります。

議員言われますように、4月から一体性をもった具体的事項に即、入れることが理想とは思いますが、23年6月からの組織再編の協議でありましたし、12月議会におきまして、課設置条例の決定をしたところでありまして、人事配置も確定していない状況から、議員の言われるようにいきませんでした。先ほど来の所管課長の答弁なども含めて、早い段階でより具体的な行動に動く必要があるというふうに認識をしております。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） そうですね。6月ですから、本来は、私も4月1日の発令とともに、エンジンのスイッチが入っていくという、そういうスピードが本当は欲しかったんです。一人ひとりの所管の課長は、思いがあるわけです。課長がいなくても、副市長としてそこら辺の情報収集をしながら、4月1日が迎えられる段取りは、僕はしとってもらいたいなとそういう思いがあったわけですが、それぞれまた新体制でそういう人事の面もありましょう。何よりもやはり、人材の育成、そして人的配置、そういった点は副市長として頭に入れていらっしゃると思いますが、こういう新規事業というか、市勢の浮沈にかかわっていくそういう重要施策でございますので、その点、何とぞ、万全を期していただきたいなと思っております。

次に、平成24年度予算にそれぞれの思いをどう反映しているかということで、それぞれまた、農林業振興課長より、順次、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（武藤 清君） 農林業振興課長。

（農林業振興課長 山本 豊君自席）

○農林業振興課長（山本 豊君） お答えいたします。

産業振興課用の予算のいう形では、よう編成しておりませんが、5款1項3目19節のうち農業確立支援事業補助金252万円中、148万8,000円が足摺レッドの製品率向上のために導入する除湿乾燥機に関する補助金です。

5款1項6目19節販売ツール支援補助金は、6次産業化を行うため、販促グッズ等のデザイン委託等に関する補助金です。

同じく、産業振興推進ふるさと雇用事業補助金793万円も、パイン栽培と加工用農産物の集荷に関する補助金です。

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 水産商工課長、お願いします。

○議長（武藤 清君） 水産商工課長。

（水産商工課長 坂本和也君自席）

○水産商工課長（坂本和也君） 水産商工課の24年度予算では、13節委託料の中で、あしずり土産物販売促進事業249万2,000円をあしずり温泉協議会へ、宗田節新商品開発・販路拡大事業257万円を元気プロへ、19節補助金では、宗田節をもっと知ってもらいたい委員会へ416万6,000円、土佐の清水さば流通対策協議会へ222万円、かつおマリンエコラベル認証取得に132万円、産業振興推進ふるさと雇用事業で1,078万1,000円などの予算が新課の事業へ反映されるものと思います。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 観光課長。

○議長（武藤 清君） 観光課長。

（観光課長 酒井紳三君自席）

○観光課長（酒井紳三君） お答えします。

観光産業を本市の戦略産業と位置づけ、地域経済の活性化を図るため、観光産業の即効性や波及性を市民が実感できるような観光振興を推進します。

機構改革により、新たな課となるため観光を含め、各課の転換期にあると認識し、産業振興課、産業基盤課が連携し、官民協働によってスピード感のある一体的な取り組みが必要であり、地域経済をけん引する観光地づくりを推進するため、5項目を基本として予算を計上しています。

1点目として、国際観光の推進、2点目は、ジョン万次郎を観光資源とする誘客促進、3点目が広域観光の推進、4点目は観光客誘客促進事業の推進、5点目として、やさしい観光地づくりの推進、以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

( 1 1 番 仲田 強君発言席)

○ 1 1 番 (仲田 強君) ありがとうございます。

予算的な分というのは、またあしたからですか。予算委員会がありますので、吟味されていくと思います。副市長、産業振興課というのがまだ予算的にきちっとした部分で、まだできていない。やはり所管のそれぞれの振興策の上に乗ってきているという感じがするわけですが、そういった点ではちょっと物足りなさが感じたわけですが、予算編成について、副市長の考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長 (武藤 清君) 副市長。

(副市長 吉村博文君自席)

○ 副市長 (吉村博文君) お答えいたします。

それぞれの所管課長から新年度の予算編成に当たって、主な振興策が述べられたところでございますが、先ほども答弁いたしましたように、農林・水産・観光が一体となった取り組みや開発、流通といった新たな事業展開は乏しいのも実情であると認識もしております。

産業振興の大きな柱として、1次産業の振興、観光産業の振興、それぞれに携わる農業者、漁業者、観光業者の所得の向上が最終的な目標であることを共通認識とし、戦略的にそれが連携しながら、相乗効果を出していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○ 議長 (武藤 清君) 1 1 番 仲田 強君。

( 1 1 番 仲田 強君発言席)

○ 1 1 番 (仲田 強君) 1 番の産業振興については、これで終了させていただきます。

次に、2番の健全財政の維持について、これは前日、7番議員、また今日は13番議員とほとんど質問が含まれておりましたが、現状のいろいろな意味で聞いておりますので、一応、現状の財政状況について、総務課長、改めてお聞きしておきたいと思います。

○ 議長 (武藤 清君) 総務課長。

(総務課長 磯脇堂三君自席)

○ 総務課長 (磯脇堂三君) 本市の財政状況につきましては、先ほど13番橋本議員がまさしく私が言わんとしたことを的確にご指摘いただいたとおりでございます。

24年度の当初予算で見ますと、歳出におきましては、義務的経費が総予算額108億7,500万円のうち、48億4,200万円、約45%、その他を含めると、約80%を占めております。

投資的経費については、全体の20%の予算となっております。

また、歳入につきましては、市税が11億8,500万円程度、全体の10%、それを含む自

主財源が27億9,700万円程度で、全体の25%、依存財源が75%となっており、硬直財政は今始まったわけではございませんけれど、大変硬直した財政状況とはなっております

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 本当に今回の議会の一般質問、討議の中では、質問の中でも本当にこの硬直状態をどう抜け出すのか、そういった点に視点があったと思いますし、また、そういう意味で財政当局としてもいろいろご苦労なさっていることが、こちらの席に座っていても、特に感じておりました。

先ほど、バランスシートの話も出ておりましたし、市長のほうから答弁なさっておりましたので、行政コストの計算表は、一応、総務課としてはやっているということでしたので、総務課長として、そこら辺の分をちょっと教えていただきたいです。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

バランスシート、貸借対照表及び行政コスト計算表につきましては、公会計制度の導入に伴い、平成20年度、21年度については作成しております、今年度についても作成を予定しているところでございます。

財務諸表の作成につきましては、健全財政の度合いや従来の会計決算ではわからない情報が得られますので、大変有意義なものとなっております。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） そういうふうに取り組んでいっちゃうと。私は本当に民間からこの席に立つようになりまして、この行政の会計というのはなかなかピンとこなかったわけです。

7番議員も言われてましたが、本当にいつも黒字で決算報告しながら、毎回毎回いろんな意味でずつない、厳しいそういう財政の状況というのが出てくるわけですけども、こういう方向で入って、単年度でしっかりとそういう貸借対照表でみられるというのは、違った意味で財政のそういう健全化を知ることができると思いますので、もっと積極的なそういう取り組みもしていんじゃないかなと私は思っております。

先ほど、市長がかなりそういった点も踏まえて、また橋本議員とのやりとりの中で述べておられましたので、その点はそれで終わらせていただきますが、もっと積極的なそういう財政基盤をつくったほうが、会計としてはわかりやすいし、1年1年のそういう進捗ぐあいなんかも、

予算と照らし合わせてみていけるんじゃないかなという思いをしております。

総務課長に、資料をつくっておいていただきたいということで、お願いしておりました。起債制限比率、それから公債費負担比率、公債費比率、そして実質公債費比率、それから指数合算値と、この5項目について、ここ数年の数値をお願いしておったと思いますので、その点、お願いします。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

各種の比率についてお答えします。

起債制限比率とそれから実質公債費比率につきましては、過去3年の平均でお答えいたします。

20年度起債制限比率14.6%、公債費負担比率23.8%、公債費比率17.6%、実質公債費比率20.1%、指数合算値76.1%、21年度、起債制限比率13.8%、公債費負担比率21.1%、公債費比率17.1%、実質公債費比率19.3%、数値合算値71.3%、22年度、起債制限比率12.7%。公債費負担比率20.9%、公債費比率16.4%、実質公債費比率18.4%、数値合算値68.4%となっております。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 済みません。余り細かいことになりますが、21年度の指数合算値は幾つになった。71.3%。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 71.3%です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） もう1回、五つの項目をお願いします。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 21年を申しますと、起債制限比率が13.8%、公債費負担比率が21.1%、公債費比率が17.1%、実質公債費比率が19.3%、数値合算値が71.3%。

○議長（武藤 清君） 11番。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 財政のプロにこんな質問で申しわけないんですけども、18年度に県下のそういう指数、合算を含めた資料がありましたが、18年度はちなみに14.4%起債制限比率、それから公債費負担比率24%、公債費比率19.4%、実質公債費比率16.6%、指数合算は74.4%とそういう18年度のデータのあれがランキングが出ておりました。高知県は全国的にも大変厳しい状態が一目瞭然でありましたし、その中においても、清水は厳しかったわけですけども、ほぼ横ばいというか、18年度のデータよりは、22年度は68.4%という指数合算値が出ておりますので、その点においては、少し健全になっているなという単純な私の判断をしているわけですが、実質公債費比率がやはり18.4%ですか。常に高い位置できております。やはり今、評価されるのはこの部分だと思いますので、18%超えたらどうなる。25%超えたらどうなるとか、そういった規定がありますね。そういった点、もう一度整理のために総務課長、そこら辺、説明してください。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 実質公債費比率の数値の見方についてご説明いたします。

先ほど、橋本議員もご指摘がございましたが、18%を超える団体は、地方債発行に国の許可が必要になります。18%以下の団体でしたら、協議制で許可は必要ございません。

25%を超える団体につきましては、一般事業等の起債が制限になります。

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 確認させていただいて、やはり常に厳しい状態だと。市長も24年、25年、26年、また27年にかけての財政が厳しいという状況を今回、答弁の中でも展開されておられました。それで、起債総額、140億円から150億円近くあると思いますが、今年度、その数値、詳しくお願いします。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 起債残高について、お答えします。

起債残高につきましては、ピークの平成15年度の約160億円をピークに減少してきてまして、平成22年度末の残高は、132億2,476万4,000円となっております。

また、消防庁舎、清水中学校の建設に伴い、24年度末の見込み残高は、当初予算編成段階で約148億9,000万円となる見込みとなっております。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。



( 1 1 番 仲田 強君発言席)

○ 1 1 番 ( 仲田 強君 ) 見通し、3 3 年まで出していただいた資料にも十分載っておるわけですが、その中で、起債残高の中でも交付税措置があるもの、そして交付税措置がない市単独の純粋な起債というのがありますわね。そこら辺の比率、主なもので結構です。

○ 議長 ( 武藤 清君 ) 総務課長。

( 総務課長 磯脇堂三君自席)

○ 総務課長 ( 磯脇堂三君 ) 起債残高の中身について、ご説明します。

議員ご指摘の優良債という交付税措置があるものとないものがございますので、まず、2 2 年度末の残高で交付税措置があるものについて、ご説明します。1 0 0 % 措置のある臨時財政対策債が 2 4 億 5, 5 0 0 万円、同じく 1 0 0 % 措置の減税補てん債が 2 億 3, 7 5 1 万 9, 0 0 0 円、同じく施設等整備事業債が 4, 2 6 0 万円、次に 9 5 % 措置のある起債につきまして、補助災害復旧事業債が 3 億 1 0 0 万 6, 0 0 0 円、7 5 % 措置のある起債が減収補てん債が 2 億 3, 7 5 1 万 9, 0 0 0 円、7 0 % 措置のある過疎対策事業債が 2 1 億 2, 2 9 4 万 8, 0 0 0 円、5 0 % 措置のある一般公共事業債が 1 1 億 2, 7 5 5 万 2, 0 0 0 円、これら主な合計で 6 3 億 2 9 6 万 6, 0 0 0 円となっております。

一方、交付税措置のない主なものにつきまして、公益住宅建設事業債 4 億 8, 5 5 5 万 3, 0 0 0 円、退職手当債 1 3 億 1, 4 0 6 万 6, 0 0 0 円、国の予算等貸付金 2 億 6, 4 9 0 万 9, 0 0 0 円、県貸付金 3 億 2, 9 0 2 万円などとなっております。

以上です。

○ 議長 ( 武藤 清君 ) 1 1 番 仲田 強君。

( 1 1 番 仲田 強君発言席)

○ 1 1 番 ( 仲田 強君 ) 優良債においては、そんなに心配してないわけですけど、交付税措置のないものということで、特に、以前、私も前市長のときでしたか、退職手当債の発行をしたときに、いろいろ質問したこともあります。あのとき 1 7 年ですか、3 億 3, 0 0 0 万円ぐらいの起債を起こしたと思いますが、3 年据え置き、8 年で払うんですか。そういう一つの仕組みで、須崎市が最初にやったんですよね。そしてそれがばっと広まって。やはりそのまま今回、1 3 億円近いお金がやはり起債で残っていると。そのときにも前市長にも言いましたけれども、やはり何十年と仕事をなさって、出るときに本当にそういう分にやったときに、市としてははっきり 4 0 年、5 0 年のスパンで計画を立ててやるべきではないかという話をしたことを記憶しておりますが、そういう意味で、2 分の 1 補充という部分に入ったのかなという部分あります。今の市長は 3 分の 2 で展開をされておりますが、そういった一つの財政状況の中で、厳しさというのがより一層如実に今議会でも発表されました。そういう中で、7 番の議員のときで

したか、そういう財政の削減もどうするかということで、総務課長は四つほど述べられましたので、その点はいいと思います、対応は。副市長のほう、一応、責任者として財政に対しての対応、そういう部分についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武藤 清君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） 先ほど、24年度以降の部分についても含めて、総務課長のほうから財政状況、あるいは起債制限比率等の指標も示されたところでありまして、シミュレーションの中でも、財政見通しの中では、一定マイナスの指標として出ております。

こういうときこそ、職員がどういう案を出して、どういう汗をかいて取り組んでいくか、またさまざま角度から思考し、アイデアを出すというのが必要であろうというふうに思っておりますし、国や県と連携をとって、制度の導入を図って財源確保をするというのが、これは当然、やっていかなければなりませんし、先ほどの13番議員の中でも、不動産、公的資産の未利用のマネジメントを含めて、取り組んでいくというのが大事であろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 本当に一朝一夕で解決する話ではないと思いますが、本当に正念場、剣が峰に立たされているとそういうふうな思いでおられると思います。

私ども清友会も3人しかおりませんが、今回の議会の質問をお聞きし、答弁を聞く中で、我々3人の会派ですけれども、少しでも何かそういう協力することができないだろうかという意見も出ております。これは議会としての同意というか、皆さんの意見も聞かなくちゃなりません、そういった意見も出ておりますので、また議長のほうにも相談して話したいと思っておりますが、やはり執行部もまた議会も、こういうときこそ、本当に骨身を削って、市民の生活を少しでも維持していく。今回の予算で一番私、やっぱり感心したのは、市民サービスの部分においては、市単独の市民サービスとか、ほとんど維持してきた。大変なご苦勞をなさっているなという部分で維持してこられたということは、奨学金制度についても、また中学生までの医療とか、そういった部分においても維持してきたというのは、大変にご苦勞しているなという思いがありますし、敬意を表するわけですが、しかし、いつまでもこういう状態が続くとも思っておりません。そういった点も含めて、やはり市民とのコンセンサスをしっかりとりながら、一緒に乗り越えていただきたいなとそういうふうに思っております。

私は、市民が宝だと思っております。どうかそういう意味で、これからの新年度、建設的なそういうチャレンジはもとより、足元の部分においてもしっかりとためていただきたいと思

ますが、市長、そういう点で、市長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 永野議員のスクラップ&ビルドのご提案もございまして、おっしゃるとおりでございますけど、今、仲田議員の質問も、過去の予算の仕組みの中でも、思い切って見直すことも必要かというご指摘であろうかと思えます。前提はあくまでも市民との対話の中で、合意を得る中で、新しいものを取り入れるならば、古い制度はある程度見直す。これは大事なことでございます。

一方、歳入をいかにふやすかというのも大事でございまして、これはまさに市長たるものの責任だと思えますけれども、国や県の制度が変わる中で、弱小の市町村は苦勞しておりますけれども、何と言いましても、市税をどうふやすかというのは、根本的でございますので、その前提は産業振興であって、市民の所得もふえるということでございますから、元へ帰りますけど、何としても地場産業を含めて、産業振興をして税収をふやすと。これが最大の政治課題です。一生懸命頑張っ、少しでも税収がふえるように、国や県の景気動向も見ながら、努力していきたいと考えております。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） そのあたり、市長の姿勢という部分で今、お話を聞いております。政治姿勢ということで。確かに言われているようです。やはり貧すれば鈍するじゃないですけど、こういうときこそ、建設的な、そして足りない分は知恵と汗で打って出る。これが一番大事だと思います。やるしかない。本当に今議会、心に残る私は答弁をいただいております。どうかそういった点を踏まえて、私どもも精いっぱいこたえていきたいなと思っております。

どうしても財政が厳しくなれば、福祉の部門とか、市単独のそういうサービスというのが削られていきます。特に、今まで延々として福祉の市としては、県下に誇るそういう立場であられた本市でございますので、そういった点が一番心配しているわけですが、きのう7番議員が絆という部分で、質問なされました。本当に市長もその中で結という言葉を引きかえて、本当にそういう人間関係、心のふれあい、そういったものがお金に代わるサービス、またつながりに変わっていくということで、これは提案ですけれども、エコマネーを少し研究していただいたらどうか。地域通貨ですね。グリーンマネー。今、そういう方向に入っております。北海道の栗山町は、大変に進んでおります。これは本当に小さな町であればあるほど、また高齢者が多ければ多いほど、そういったものが需要であるし、新たなまちづくり、人間の共和というか、自助、互助、共助、公助、そういったものを発展させていく一つの通貨なんです。ため

る必要のない。何ぼ使ってもいい。そして、そのことにギブ&テイクの人間関係ができています。そういった地域通貨のお金である。これまた改めてしたいと思います。

市長はご存じですか、そういうまちおこしの地域通貨という点で、少し勉強なされているようでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 資料をたदैて、今、勉強中でございます、今まで余りこのことについては存じておりません。

○議長（武藤 清君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） そういった点もソフトの面で、このまちおこしというのが考えられていくということで、私も次の議会ぐらいには、しっかりまた勉強して、皆さん方に質問ができるようにしておきたいと思ひますので、それに関係する所管の方もぜひ、勉強していただきたい。これは本当に市長が言う小さなきらりと光るまちづくり、まさに人間の光り輝く部分が表に出る施策でありますし、これからの地方自治体の方向としては、大変に僕はすばらしい方向に入っていくと確信しておりますので、どうかまた6月ぐらいにはまた質問できるようにしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、一般質問すべて終わらせていただきます。本当ありがとうございました。

○議長（武藤 清君） この際、午食のため、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（武藤 清君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ご苦勞さんでございます。皆さん方におかれましては、最後ということで、非常にお疲れのこととは思ひますけれども、約1時間弱、おつき合ひをひとつお願ひをいたします。

私は、3・11のことでずっとテレビを見ておりましたけれども、特に印象に残ったのが、南三陸町の防災庁舎、あれで41名の町職員の方が亡くなっておりますけれども、最後の最後まで、上でお互いかばいあつて犠牲になっております。

その他、消防の方、警察の方、崇高なる使命のもと、犠牲になったということに対しては、

涙なくして見ることはできませんでした。

では、質問の本題に入っていきたいと思っています。

まず、第1に武道必修化について、本件につきましては、子どもらの心身ともに健全育成を願って、第2に防災対策につきましては、人の生命・身体は最大限に尊重されるべきものであり、また行政の責任でもありますので、これもやって、それで3問目は市の旗、正確には市章と言いますけれども、それと国旗の掲揚・掲示について、これは日本国民としてすべての方々に感謝する意味も込めまして、この3問を質問に挙げております。

では、まず第1問としまして、武道必修化についてお尋ねをいたします。

平成20年3月の学習指導要領改訂により、中学校1、2年生が柔道・剣道・相撲等、その他、合気道とか空手とか、9種類の中から選択して1科目が武道必修化となるわけでありましてけれども、教育長にお尋ねします。

教育長は、柔剣道等、武道の経験はあるでしょうか。また、本件、必修化の背景、武道の心について、教育長の個人的な見解でも結構ですが、教育長の所見を求めます。

○議長（武藤 清君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

私は、武道の経験はありません。武道実施の背景につきましては、学習指導要領の解説の中で、21世紀は新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会の時代であると言われております。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の重要性を増大させていると思います。

このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことが、ますます重要になってくるとあり、それぞれの教科の中での取り組みをされることになっております。

その中で、武道については、その学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう、指導のあり方を改善するとしており、平成24年度から実施されることになったものであります。

武道の心につきましては、学習指導要領にもありますが、我が国固有の伝統と文化であり、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にすること。そして、自己の責任を果たすことと考えております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 教育長の考えはおおむね、学習指導要領等と申しますけれども、武道の心は私の個人的な見解でありますけれども、私は、高校のとき、3年間空手をやっておりました。そのときの恩師が英語の世良先生という方ですけれども、この方いわく、常に春風を以て人に接し、秋霜を以て自らを肅む。これは幕末の儒学者、佐藤一斎が詠んだ詩でありますけれども、また一説で、武道とは人と戦うものでなく、自己を律することであると、これは警察で私が奉職していたときに、剣道9段の先生から教わったことであり、おおむね言えることは、けいこを通じて厳しさと思いやり、思いやりの心の実践が人間形成につながると。人間形成につながるといふ面にありますは、これは全日本剣道連盟、これなんかのことに書いてありますけれども、要は武道については、自分の人間形成なんだと。相手を思いやる心、相手を温かい心でもってやると。人の嫌がることはみずからせえとこうというのが武道の心と、私は思っておりますけれども、なかなかその実現は非常に難しく、ともすれば、自分に甘く、人に厳しくというようなことも多々あるわけですけれども、おおむね、武道をやるについて、このような心でやったらいいのじゃないかと、自分では思っております。

では、次の質問に移ります。

武道必修化、本件について、教育委員会は何回ほど会議を行い、どのようなことを決定、あるいは方向づけをしたか。学校現場と委員会は協議していると思いますが、委員からどのような意見が出されたか、剣道決定に至る経過等について、学校教育課長にその答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） お答えいたします。

剣道決定に至る過程についてですが、各学校の授業はその学校が編成するものであり、今回の剣道の決定についても、各学校の判断の中で決められたものです。したがって、教育委員会としては、特に議題としては挙げておりませんので、審議もしてありません。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 学校の判断で決められたものであり、教育委員会では何ら審議をしていないとこういうことでもありますけれども、子どもにしても、あるいは大人にしても、みずから納得して、あるいは武道にしろ、スポーツにしろ、あるいはクラブにしろ、やった場合は、

非常に熱心でもあり、またけがもしない、納得してやったほうが一番いいのには間違いない。

したがって、また学校統合のときは、子ども第一云々で、私も大概反対しましたけれども、子ども第一云々でずっとやってきました。こういう大きな学習指導要領なり、武道必修化のときも、できれば学校なんかには任せず、子どもなんかの意見も聞けば、さらに納得して武道ができるわけですから、納得してやる場合と、納得せんとやる場合と、事故の比率というのは、これは格段に違う。これは私も幾らか柔剣道・空手等々やってきましたけれども、これはすべて警察におきましては、柔剣道は必修科目ですので、いや応もなく、職業としてやっておりますけれども、それでも自分なりに納得しております。

学校統合等から考えたら、ちっとは説明ぐらいしてもええやろうなとこういうふうに思いますが、これ以上、今聞いても、どうしようもないことですので、聞きませんけれども、少なくとも武道9種目のうち、柔道もあれば、剣道もあれば、空手もあれば、合気道もあれば、拳法もあるんですから、なぜ剣道になったのかなという思いがあります。柔道はなるほど、その高いところから落としたり、内股、一本背負い、大外刈なんかでやれば、多分頸椎いかれるので、これは危ないだろうな。剣道は、比較的安全ではあるけれども、アキレスなんかやることあるなど。私から見たら、空手一番楽やのに。あるいは合気道等も楽だな。楽やない、事故の比率は少ないかなと。高知県でも剣道・柔道・相撲の順であるわけですから、いずれにしても決定したことはそれはそれでいいとして、できるだけ納得するような、子どもが納得させて、練習させたほうが、はるかに事故の比率は少なくなると、これは体験からでありますけれども、そういうふうにひとつ説明、あるいはそんな場があったら、子ども達にもひとつ説明し、納得をさせてやったらよかろうかと思えます。

次に、体育教師が指導に当たるようですが、指導体制は万全なのか。武道は高度の専門的な知識も、これは必ず必要です。もちろんどんなスポーツでも一緒ですけれども、特に武道は高度の専門的な知識もこれ望まれます。

本市では、剣道を選択するようでありますけれども、現在、市内では多くの学生が中学校等で指導者から剣道を習っております。文部科学省も、地域のあらゆる資源の活用をというようなことで、地域の指導者なんかの協力を仰げというようなことも書いてあるようですけれども、各種団体、高段者等との協力体制は構築されておるかどうか、本件についても学校教育課長に答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 剣道の指導体制につきましては、各学校とも基本的には体育の教師が行うことになっていますが、体育教師でなくても、剣道に精通し、段位を持っている

教師がいれば、その教師に協力を得ながら行う学校もあります。

高知県教育委員会でも、これまでに武道の必修化に向けた指導推進会議等を行っており、また、指導についての講習会も行われていますので、一定の準備はできているものと判断しています。

各種団体、指導者との協力体制につきましては、今のところ、学校内で対応するとのことで、協力体制の構築は行っていませんが、今後、必要があれば、教育版アクションプラン等の授業を導入し、外部講師の派遣等も考えたいと思っています。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。今後、必要があればということですがけれども、一定の段位と言っても、初段やその辺であるなら、それほど大した指導力もなかろうとこういうふうに思っております。少なくとも、指導するなら、幾らかの段位は持っておったほうがええと。実力がないと、今、中学生で剣道を習っている子なんか、初段ぐらいおるでしょう。中学校では確か2段まで取れるはずやが。先生より上やったら、これ武道ですので、礼に始まり礼に終わるというようなことでして、例え、自分より実力が下でも、先生は先生ということで、礼をもってやるというのが筋でありますけれども、今後、必要があればやなしに、今後のために補助者なりなんなり、指導体制の構築とこういうことを前向きに考えてもらわんと、必要になってから考えましようかというような、後ろ向いて走るようなのは、教育委員会としてはいかがかというふうに私は思いますが、これは教育長に聞きましょうか。その点、一番必要なのは、やり始めのときにどういうふうな指導をするかと。これは一番大事なわけですから、今後必要になったときと言ったら、今度けがしたときかなと思いますけれども、一番最初から指導の体制など、剣道を教えている人は何段か、5段か6段の人もおるでしょう。そういうような人の協力体制なんなりをやるのが、僕は先決やとこういうふうに思いますけれども、教育長、いかがですか。

○議長（武藤 清君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） 議員のご指摘のとおり、全くそのとおりだと思いますので、まず万全を期して、そういうことを学校に指導していきたいと思えます。

ただ、市内には、かつて清水中学校に剣道部がありましたけれども、指導者がいなくて、外部の講師の方をお招きして指導を受けておりましたけれども、今、有段者の方がいらっしゃいますので、その方が今、剣道の指導をしておりますが、今、ほかの学校でも剣道のクラブはあ



りませんけれども、そういうことで清水中学校を中心にして剣道が行われておりますが、今からそういうことを要請するように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 教育長より非常に前向きなお答えをいただきました。これは子どものため、あるいは事故防止のため、親のため、あるいは本市のためというようなことで、初段から2段ぐらいの人に教えてもらうより、4段、5段という人に教えてもらったほうがわかりやすい。初段ぐらいから教えてもらっても、おらのほうがよっぽどまじやがなと思うぐらいなもので、高段者になるほど、非常に竹刀の握り方から始まって、素振りにしても、すり足にしても、非常にわかるように教えてくれますので、教育長、非常に積極的です。せめて体制だけでも、正式じゃなくても、体制だけでもとっておったほうが、子ども達のためにいいと、こういうふうに思っております。

次に、剣道のための授業となるようですが、体育教師に有段者は何名いますか。先ほど、1名と言っていたかな。また、社会体育指導員の資格を持っておるような指導に当たる教師と補助者は、今おらんということで、今後、教育長がその方向でいくということですので、構いませんけれども、体育教師に学校教育課長、有段者、何名おりますか。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 体育教師の有段者は、現在のところ1名となっております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 何段ですか。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 今のところ、2段ということです。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 2段の先生が1名と。4月からですので、これはどこの学校か知りませんが、あとの学校はすべて有段者はいわゆるいないというようなことで、体育の先生自体も講習か何かで習ったところと。今度、習う生徒にとっては、全くのずぶの素人というわ

けではありませんけれども、講習を受けた先生が教えてくれるということでもありますけれども、指導面については、やはり補助者なんかがおったほうが、はるかにスムーズに行くように思いますけれども、それが現実ならそれでよいとしても、やはり指導者たる指導者というようなことも、今後、十分にお考えを願いたいというふうに思います。

次に、剣道の防具についてお尋ねいたしますけれども、剣道の場合、防具は大体5、6万円は、これ最低でします。父兄の費用負担を避けるためにも、これ借り上げ事業もやむを得ない。しかしながら、剣道の面、小手は、使えば使うほど独特のにおいが残りますので、衛生面にはひとつ十分に干す等してやるように、ひとつご指導願えればというふうに思っております。

また、剣道教室等に通っている学生は、個人持ちの防具を多分、これ持っておると思いますので、これを一律、学校で買ったのだけでやるのか、前もって自分が持っている防具を使用してもよいのか、借り上げたその防具については、何個か、これについて学校教育課長に答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 防具につきましては、議員のご指摘のとおり、面・胴・小手など、使えば使うほど、独特のにおいが発生し、衛生的にも問題がありますので、来年度は面・胴・小手・アイガード・竹刀など防具一式100セットを基本セットレンタルとして対応することとしています。

また、生徒自身が防具を所有している場合の対応については、その防具を使用してもよいということにするようです。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 防具は使用してもええというようなことで、防具も自分の防具で、なれた防具でやれば、一番スムーズに行くわけです。多分、当分、半年ぐらいは素振りとりり足ぐらいの練習にはなろうかと思えます。

それでは、次に、安全対策について、つたない経験ではありますけれども、踏まえてお聞きしますが、柔道と違い、剣道は重傷事故が少ない。これは確かにいいものです。しいて言えば、アキレス腱の断裂、これも指導者がいないときのチャンバラごっこことまでは言いませんけれども、自分らでやったときの負傷が考えられます。

指導者のもと、準備体操、素振りを十分行えば、私の経験では問題ないと思えます。

その他、安全対策について、学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤 清君） 学校教育課長。

(学校教育課長 黒原一寿君自席)

○学校教育課長(黒原一寿君) 安全対策につきましては、高知県教育委員会でこれまでに武道の必修化に向けた指導についての講習会も行われていますので、一定の安全対策はできているものと思っています。

剣道指導の主な内容は、面・胴・小手などの基本動作とその基本となる技を用いての攻防を展開できるようにするという内容となっていますので、基本中心の授業となりますが、安全対策につきましては、さらに校長会等を通じ、要請していきたいと思えます。

以上です。

○議長(武藤 清君) 8番。

(8番 岡崎宣男君発言席)

○8番(岡崎宣男君) 安全対策にはひとつ十分に注意をしてください。

必修化で嫌々やりよったら、必ずけががあるとこういうふうにしていたら、まずもって間違いない。

次に、これは私だけの危惧かも知れませんが、私が一番心配するのが、練習と称して、いわゆるいじめに移行することも考えられます。指導者はその点にも十分に配慮し、生徒の体調も考慮しながら、明るく自信をもって武道練習を通じ、日本固有の伝統と文化に触れるように、指導に当たるように願いたいものであります。

なお、このいじめと言いますが、いわゆる一斉にやるわけですから、体格のええもんが絶対優位ですわね。小手を打つのも、振りおろして振ったら痛いわね。当然痛い。ちょっとなれているところでぱっと上げるから痛くないけれども、それと小手・面とありますけれども、横面もあるわけです。横面しばかれたら、これまた痛い。そういうような点もありますので、十分指導に当たられる先生方は、しょっちゅうそんなことやりよったら、見よったら嫌でもいじめだとわかりますわな。小手打つのに上げんと切りおろすようなことは、これは痛いに決まっている。しかし、僕らもようやられたけど、多分そういうこともあるんじゃないかと、これが杞憂に終わればいいと思っておりますけれども、ひとつそういう点も十分に注意していただきたいと、こういうふうに思えます。

この件についても、学校教育課長、わかる範囲で教えてください。

○議長(武藤 清君) 学校教育課長。

(学校教育課長 黒原一寿君自席)

○学校教育課長(黒原一寿君) 武道への取り組みにつきましては、技を経験することで勝敗を競う楽しさ、喜びを味わうこと、また、相手を尊重すること、伝統的な行動の仕方を大切にすること、自己の責任を果たすことなどを目的にしていますので、ご指摘のいじめ対策につき

ましても、しっかりと指導に当たるように校長会を通じて要請をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 学校教育課長、ありがとうございました。

それでは、最後に武道必修化に伴い、教育長の思いをひとつ聞かせていただきたいと思いますと思いますが、教育長、よろしくお願いします。

○議長（武藤 清君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） 先ほども申しましたけれども、武道必修化に伴い、その背景といたしまして、いろんな国際社会へのそういうグローバル化とか、それから知識基盤社会化などがありまして、このような状況において、豊かな心、そして確かな学力、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことが大切だと思っておりますので、そういう子どもたちを育成するために、そういう日本古来の武道を通して、心の形成、体の形成を図っていきたくてそういうふうには思っております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。とりあえず、武道というのは礼に始まって礼に終わるということで、日本の固有の文化でもありますので、ひとつこのけがないように心身の鍛錬とともに、立派な子どもを育てていただきたたくてこういうふうには思っております。

それでは、次に、この災害対策についてお尋ねをいたします。

3・11東日本大震災からはや1年が経過をしました。

いまだ震災からの復旧・復興は進んでいない。本市も30年以内に60%以内の確率で南海地震・東南海地震が来る確率が高いとのこと、これは岡村教授等が言っていることでもありますけれども、私たちの清水が一番高いようであります。特に津波の高さは三崎においては約25m程度になる予想とのことでありました。このように大震災が去年あった。そして30年以内に南海地震、あるいは東南海地震が来るであろうというふうに、これは十分危険予知をできるわけです。危険予知ができるなら、行政としたら何をするか。これは一番、この防災面に注意をせんと、大震災からの思いというのは、二度とこういうことがあってはならんということ、こういうことがあったら、最少の被害にとどめてくれよというのが今の震災からの教訓

であろうとこういうふうには思っております。

何より、人の生命・身体は最大限に尊重し、行政が守るとこういう姿勢がなくして、行政の存在価値はありません。

それでは、質問しますけれども、今年の3・11以来からの本市における防災訓練、避難訓練の回数等について、総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 昨年、23年4月以降、現在に至るまでの防災訓練等の実施回数について、旧町単位で申し上げます。回数と参加者につきましては、下ノ加江地区2回、参加者371人、半島地区1回、参加者1,686人、市街地地区2回、参加者482人、三崎地区3回、参加者532人、下川口地区2回、参加者365人の計10回、参加者3,427人となっており、このうち、9回が避難訓練、参加者3,367人であと1回は炊き出し訓練、参加者60人となっております。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、まじめな答弁ありがとうございます。

人数等について、この人数を出すのがやなしに、今後はこれは南海地震対策係長でさらに分析してはいかがでしょうか。

例えば、人数は約1万名ほどですけれども、三崎地区を例にとりますと、3回で参加者532名であります。三崎地区の世帯数は1,019世帯、人口は男941名、女1,066名、計2,007名であります。単純にパーセントを出しましても、参加人口は約4分の1、25%です。その中でも必ずだぶって行っている人はおりますので、これほど単純に人数だけで判断していいものとは思いません。必ず実施した後は、検討して、問題点を出して、次の訓練に生かすということが練度の向上になるわけですので、これはさらさら総務課長とか、南海地震対策係長に言わなくても、そちらのほうはるかにそういうことはやるであろうと、こういうことを信じて、あえて答弁は求めませんが、そういうふうには実施した後は検討して、問題点を抽出して、次に生かすということが市民の生命・身体・財産の保護に任じるところに思っておりますので、その点をよろしく願いをいたします。

次に、各地区で防災感覚に対する高低が見受けられる。温度差が見受けられます。私としましては、南海地震対策係長が震災現場へ1週間ほど行っておるようですけれども、行ったときの状況、写真などを持参し、参考にしながら、地区のリーダーと連携をとれば、意識の向上と市の姿勢をはっきり示せるわけですから、市民に対する意識の向上もこれももちろんあります。

避難場所の実態把握が可能になります。担当者はできるだけ現場に行くようにしたらと思いますが、その点について、総務課長に答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、防災に対する認識については、地区により温度差があり、一様ではないと認識しております。

議員ご承知のように、昨年10月16日から22日までの間、総務課職員2名を今回の東日本大震災で被災した宮城・岩手両県の13自治体の被災状況や防災担当者からの聞き取り調査等の現地視察に派遣したところでございます。

その際に、見聞した内容や被災地の写真などを、学校やデイサービスの集まりの場の学習会などで、積極的に活用し、実際の被災地の状況を伝えることにより、より防災への意識向上に寄与するものと感じております。

また、参加者の反応についても、実際に現地を見てきた職員から話を聞くことより、身近に津波被害の悲惨さを感じられ、防災意識の高揚につながっているものと感じております。

今後も引き続き、各地区での防災学習会や機会をとらえて、積極的にお伝えしたいと考えております。

なお、学習会のみならず、現場への防災担当者の積極的なアプローチは、防災担当者としては必要不可欠と考えておりまして、現場主義の防災を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、現場主義に徹すると。これはまことに的を射たことであって、よく現場100回とかいろいろ言いますが、現場へ行けば本人の姿勢も、市の姿勢もわかるし、現場へ行くのは1人ではありません。何人か必ずおりますので、できるだけ多く、ひとつ機会があれば、どの地区へでも行ってやってくれば、その地区の防災意識、これは格段に高くなろうかとかこういうふうに思っておりますので、今後もできるだけ現場に行かせてほしいと、こういうふうに思っておりますが、総務課長の答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 今現在も、地区から声を掛けられましたら、担当者が必ず行くようにしております。

引き続き、担当職員を現場に行かせ、住民とともに協議する中で、対策を講じてまいりたいと思っておりますので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、そうしていただきましたら、市の株もまた市民の安心感につながるわけです。

市の信頼が高まれば、いろいろ協力願いにいっても、機嫌よくやれると。地域としたら。ということのできるだけそのようにお願いしたいと。

現在、私も各地区によく行きますけれども、話題が津波・地震は必ずというほど出ます。しかしながら、避難計画はあるとしても、防災計画についてはかなりの認識の差があります。任務分担まで細かく記載して、例えば、地震があった、逃げた、その後また我々地区の者は、例えばひとり者のおばあちゃんのところにはだれを行かすとか、何を持っていかんといかんとか、これは確認に行かんといかんわけです。すぐ行政に頼るわけにはいきませんから、各地区としては当然そういうふうなことをせんといかんと。それでも旧態依然の計画等現在にそぐわない計画もあるように思います。

そこで、これはひとつ提案でありますけれども、行政が防災計画の参考ひな形を、あるいは海側の住民用だとか、山側だとか、市街地用だとか、いろいろなケースを想定して、簡単でもええですけど、そういうふうなのを作成して、区長会等を通じて配付すれば、一定のレベルまでの防災計画というのは、全市にわたるのではないかと、こういうふうに思いますが、本件について総務課長の答弁を求めます。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） お答えします。

地域の自主防災組織の取り組みや防災計画の状況についても、議員ご指摘のとおり、一様ではございません。

24年度におきましては、沿岸地域の津波被害が想定される地域の津波避難計画の策定を予定しております。この計画策定について、24年度当初予算に予算化し、実行したいと計画もっております。

各地区の避難計画をより地域の実情に即した実践的な避難計画となるよう目指しております。

また、山間部につきましては、議員ご提案のようにひな形を作成し、取り組むことも一つの有用な方法と考えられますので、そういった手法も視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、地域を主体とした防災計画でなければならないと考えておりますので、今後も地域との連携をより密にした取り組みを実践していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 総務課長、ありがとうございます。

地域との連携、特に学校とか、保育所とか、地域との連携なくしては、スムーズな避難等はいできないというふうに思っております。

三崎におきましては、保育所も、小学校も、中学校も、すべて下ノ段地区にありますけれども、連携、必ずしも十分かと言いますと、私も部落の役員は長い間やっておりますけれども、まあまあというようなところでは。

それと、この防災計画等の参考として、いわゆるこれは高知新聞やったか、読売やったか、ちょっと忘れちゃったけれども、3月1日、逃れるという題で震災後を生きる第2部、36%と99%の違いというようなことで、犠牲者になった36.3%は、津波のときにも家におったと。この99%というのは、釜石の奇跡の学校で学校を休んでいた5人は犠牲になったけれども、すべて助かったと。助かった原因は何かと言ったら、訓練回数が多かったということ。だから、一番最初の質問でもあったように、何名何名やったといっても、世帯数で割ったり、人口で割ったりしたら、以前よりかははるかにいいと思いますけれども、まだまだ努力の余地があるなどというふうに思いますので、その点も十分に配慮をお願いいたします。

次に、2月14日の高知新聞によりますと、これちょっと新聞読んでみます。「県、津波避難で新交付金。市町村負担実質ゼロ。2年間限定」というような大きな見出しで、これにつきましては、緊急性が高い、逃げる対策を2013年度末までにおおむね完了させたいと。国の緊急防災・減災事業債を活用し、70%が後年度に地方交付税で措置される起債だが、市町村が負担する残り30%も県が翌年度に同額を交付するというようなことで、2年間は非常にいいというようなことで、本市のように非常に財源も少なく、厳しい折は、この2年間で必死にやらんといかんというふうに思っております。

本年は、今まで総務課長の答弁にあったように、できるだけ地域の実態を把握して、来年度にひとつできるだけ必要な分は、予算要求できるなら、そういうふうにしていただきたいと、こういうふうに思っております。

本年の本市の南海地震対策費は、前年度の約5倍、6,123万6,000円が計上されておりますけれども、この制度は避難場所の用地の購入、避難所の備品、備蓄物資の購入等にも十分充当できるとのことです。本年十分に実態把握の上、来年できるだけ額を予算要



求していただけたらと思っておりますが、本件につきましては、市長にそのご所見を求めるものであります。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、ご紹介のありました高知新聞の報道によりますと、今、ご紹介のあったとおりであります。本市も今年度予算で6,000万円程度組んでおりますけれども、所信表明で初日にお話させていただきましたように、今後、追加項目がありましたら、弾力的にやっていきたいと思っておりますので、今のところ要求のあった避難路等につきましては、全額予算措置をしておりますから、今のところはありませんけれど、今後、まだまだ予想されますので、さらに高いところへ見直してというのがありますので、この制度を今年、来年有効に使っていきたいと思います。

市町村負担がゼロということでございますので、大いに活用したいと思います。

特に、きのう発言しました三崎地区の避難タワーにつきましては、これについて十分活用して、早いうちに、できれば今年、来年のうちに何とか対応したいと検討させていただいております。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 市長、まことにありがとうございます。何せ市の負担がゼロなら、大いにひとつ来年も頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。

それでは、この災害対策の最後の質問でありますけれども、最後に、南海・東南海地震が襲来すれば、これはご案内のように甚大な被害が予想されます。

行政の使命は、市民の福祉の向上にあります。福祉の向上の最たるものが安心・安全・命とこういうことになっておりますけれども、我々は予想されている南海地震については、現在の市民、そして孫、子についても最善を尽くす必要があります。職員はもとより、担当者は特にご苦労があると思っておりますけれども、花形の部署と思い、頑張ってもらいたいと思います。

総務課長も率先垂範して取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、総務課長ひとつ決意を言っていただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（武藤 清君） 総務課長。

（総務課長 磯脇堂三君自席）

○総務課長（磯脇堂三君） 激励、大変ありがたく思っております。

議員仰せのとおり、南海地震対策を推進することは、現在の住民のみならず、未来への住民の福祉に関する現在の市職員に課せられた重要な責務と認識しております。

災害はいつ、どこで発生するかわかりません。また、その規模や様態も未知数でございます。南海地震対策につきましては、防災担当者のみができるものではなく、庁内挙げて取り組んでいかななくてはならない重要な課題と認識しております。

私も初代の南海地震対策係長として以前に取り組みをさせていただいたこともございます。今後もできる限りの対策を進めていく所存でございますので、今後ともご協力をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ちょっと1件、肝心なことを忘れておりました。

先日、南海地震対策係長が西部のほうのある地区へ行ってくれたようでありますけれども、非常に区長さんはじめ、非常に喜んでおりました。市の南海地震対策係長が来てくれたというだけで、区長をはじめ、役員も非常に喜んでくれるわけです。ひとつ、南海地震対策係長も、自信をもって花形の部署やと。おらがおらなどうもならんというような気持ちでひとつについていただきたいとこういうふうに思います。

それでは、最後の質問でありますけれども、市の旗、正式には市章と言うようでありますけれども、市の旗と国旗の掲揚について、お尋ねをいたします。

よく市民の方々、あるいは市役所のOB等より、市役所前に以前は3本のポールがありますけれども、市章、国旗がはためいていたが、今はなぜ掲揚しないのですか等の質問が私に寄せられております。市の旗は正式には市章ですけれども、例規集を見ても、昭和30年1月25日に制定されております。そのときに4町が合併したのかどうか知りませんが、外周は（シ）、中央は（水）を、白抜きの部分と中の棒で（土）を表わすと書いてありました。私の感じるところは、自然豊かな立派な市の旗、市章とっております。また、国旗につきましては、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律で、日章旗が国旗と法制化されております。

我々ここに議場におる年代では、大多数の方々が意識するでなく、日章旗が国旗と疑っていませんが、日章旗には各人の思いは異なることも考えられますけれども、私といたすがすがしさを覚えております。庁舎前の3本のポールは、何ら活用されておられません。私は日本人として、国旗に敬意を表し、本市で生活できることに感謝をしております。

今後、私といたしたら、日本、そして土佐清水市で生活できることに感謝し、市章と国旗を掲揚することを前向きに検討、あるいはすぐにでも掲げていただければとこういうふうに思いますが、本件は市長にご所見を求めます。

○議長（武藤 清君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 国旗・市旗の掲揚について、何ら異議なく掲揚したらいいと思っているんですが、つつい私も本当に不見識な言い方でございますけど、余りに気にせず今日を迎えておりますけど、祝祭日ですね。そういうときに折々にはあげておるわけでございますけど、常時あげていない。国の機関でありますと警察庁を含めまして、毎日あげているところが多くございますけど、市はそこまでいっておりませんが、今後、ご指摘もありましたので、どのような形で、どんな日に掲揚するのか含めて、ちょっと庁内で検討させていただきますが、掲揚することについて異議ありません。賛同でございます。

○議長（武藤 清君） 8番。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ただ今、市長から掲揚することには何ら異議ないと。今後検討することですので、大いに期待して、庁舎前のポールの件につきましては終わりますけれども、次に、議場内の議長席の後方に国旗、市章を掲示してはいかがでしょうか。

議場に入る際、だれもが一礼して入ります。これは前回の森議員の質問でもありましたけれども、国旗と市章があれば、より一層、私としたら節度ある入退室等に期待できるんじゃないかと確信をしております。議場のことですので、議会の代表であり、議場での責任ある議長にお願いがありますけれども、本件、国旗・市章を議場に掲示することを議会改革の一端としてとらえていただき、議運等で検討していただきたいと思います。結果につきましては、当然のことですけれども、民主主義のルールにのっとり、一切一言半句の文句も言いません。議長、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（武藤 清君） ただ今の8番議員、岡崎議員の提言であります。後日、議会運営委員会におきまして、その取り扱いについて検討いたしたいと思います。

○8番（岡崎宣男君） どうもありがとうございました。

これですべての質問を終わります。

○議長（武藤 清君） 以上で、通告による一般質問はすべて終わりました。

一般質問を終わります。

ただ今、2番森 一美君から、昨日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、発言を許します。

2番、森 一美君。

（2番 森 一美君登壇）

○2番（森 一美君） 皆様にはお手数とご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけご

ございません。

昨日の質問中、一部不適切な発言がありましたので、取り消しをお願いするものでございます。

お手元に私の発言の一部をお配りしていただいておりますが、その中で下線で表示した箇所の取り消しをお願いするものでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（武藤 清君） 以上で、発言の一部取り消しの説明は終わりました。

お諮りいたします。

発言内容について、お手元に配付したとおり、取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） ご異議なしと認めます。

よって、2番森 一美君の発言の一部取り消しは、許可することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長（武藤 清君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から、議案第28号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第28号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第28号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（武藤 清君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 杉村章生君登壇）

○市長（杉村章生君） ただ今、ご提案いたしました議案第28号につきまして、提案理由の

ご説明を申し上げます。

本案は、土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

開会日の提案理由の説明でも申しましたように、今回、国が実施する人事院勧告に基づく給与改定に準拠した改定を行うこととしまして、条例改正を行うものであります。

平成23年4月にさかのぼっての改定は行わず、平成24年4月1日からの施行としています。

以上につきまして、よろしくご審議いただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 以上で、条例案に対する内容説明を終わります。

ただ今より質疑に入ります。

なお、議案第28号は、総務文教常任委員会に付託することとなっておりますので、お含みの上、質疑されるように申し添えます。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出報告第1号「専決処分した事件の承認について（平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号））」の報告1件、並びに議案第1号「平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第28号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの議案28件、計29件の議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

なお、各委員会は、3月22日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

お諮りいたします。

明3月15日と3月16日は予算決算常任委員会審査、3月17日、18日及び20日は土日、祝祭日、3月19日は総務文教常任委員会審査、3月21日は産業厚生常任委員会審査、3月22日は委員会の審査結果の取りまとめのため、休会といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） ご異議なしと認めます。

よって、3月15日から3月22日までの8日間は、休会とすることに決しました。

なお、各委員会の開催日は、予算決算常任委員会は3月15日及び3月16日の2日間、午前9時に開催、総務文教常任委員会は3月19日、産業厚生常任委員会は3月21日、それぞれ午前9時より開催いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

明3月15日から3月22日までの8日間は休会とし、3月23日午前10時に再開いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時05分 散 会